

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業

第11回検証会議・第12回検討会 合同会議

2003.9.16(火)

【金平座長】 時間になりましたので、少し後で駆けつけていただく方もありますが、早速始めたいと思います。

本日は、第11回検証会議、それから第12回検討会の合同会議でございます。考えてみますと、この合同会議、久しぶりの会になりました。また検証会議も、6月の末に邑久でいたしまして以来でございますから、会議としては少し間があきました。しかし、この間、検証会議並びに検討会の皆様方は、私どもの検証のための、いわゆる聞き取り調査の準備から、そして実施に入っていたいております。ここら辺は大変大きな事業がスタートしておりますが、後ほどご報告をいただきたいと思っております。また、検討会の皆様方には、それぞれ分担していただいた課題に対してご研究、またご検討を進めていただいて、本日、何人かの方々にこの場でご説明を、まあ経過を報告していただくというふうなことでございます。きょうは5時までということで、大変長丁場でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、実は検討会の岡田委員が、これまであまりご出席いただかなかったように思いましたけれども、今回ご出席ありがとうございました。それで、ちょっと質問したいことがあるという前もってお話ございましたので、あまり時間はとれませんけれども、5分ぐらいですか、その程度で、まずちょっと問題を出していただきたいと思っております。

【岡田委員】 岡田と申します。曜日が合わなくて、検討会もこれが第2回の出席で、めったに出席しないので、何かとんちんかんなことを申し上げるかもしれませんが、それから、僕のところはEメールなどなくて、現在の文明から外れているものですから、そういった点でいろいろ食い違いがあるのかと思っておりますが、運営についてわからないことだらけであります。

第1番目は、事務局がどうなっているのかさっぱり見えてきません。一番先、加納さんが名前をお書きくださって、その後の書類には、原さん、杉寄さんですか、印鑑が押されておりますけれども、事務局がどうなっているのか見えないということが第1であります。

第2は、記録がどうなっているのでしょうか。僕のところで、Eメールがないせいもあるかと思うんですけれども、議事録は多分、第1回か第2回のをいただいて、その後は、資

料なんか飛び飛びに来ているようでありますし、それから検討会については、長い議事録をいただいても読み通せないから、メモをつくってほしいということをお願いして、メモをいただけるようになってはいますが、メモも飛び飛びで5回、6回。それで、きょう隣においでで窪田さんがいつから委員になられたかも、僕は存じ上げなくて、書類を引っ張り出して見たけれども、それについてのメモは来ていなくて。これからもし来てない分の議事録を送っていただくにしても、ああいう議事録を何回か分まとめて送ってくださっても、到底読み通せない、あるいはつかみ切れないだろうと思います。

第3は、検討会の委員の研究費10万円ということで、それは予算が減って、しかも大きな仕事をされるという中で、そのこと自体はやむを得ないとは思いますが、その3,000万足らずの予算がどのように配分されるのか、大体お示しいただきたいと思います。それから、全療協からですが、1,700万、今回の事業に寄附されるということですが、それによってそういう予算配分がどのように変わったのか、変わらないのか、それも教えていただきたいと思います。

第4点は、この間、「開かれた扉」を送っていただきまして、大変勉強させていただきました。そこで気になりましたことは、あそこで青木美憲さんという公衆衛生の方が、瀬戸内の3園に泊まり込みで816名、46%の方を調査されて、泊まり込みでほんとうに患者さん方の話を親身になって聞かれた記録をつくられたということですが、当然そういうものを検討して、その上で今回の大規模な調査がされているのかどうか、そうでないとすると、今回の大規模な調査もむだになっちゃうんじゃないかと思うんです。ということの一つ感じますのは、今まで記録をいろいろ読ませていただくと、やはり自殺の問題が非常に大きいですね。それがこの間の調査のカードだと、必ずしも十分に浮かび上がっていない、そういった点、大変疑問に思う次第です。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、岡田先生、しばらくというか、これまでご出席が、日程が合わなかったということでしたので、大変残念に思います。これからは大丈夫でございますか。

【岡田委員】 いや、それは、曜日で通っている人間ですから、それに合うか合わないかで、出られるかどうかは決まります。

【金平座長】 わかりました。委員の方たちのご出席につきましては、座長としては当然、みんなが集まるべきときに集まって、できるだけ意見を交換し合う、検討し合うとい

うことが前提でございますから、今後ともなるべく多くの方のご出席がいただけるときに会合に持つということで、これまでもやってきたつもりでございますけれども、これからもやってみます。なるべくどうぞよろしくお願いいたします。

それから、事務局のことにつきましては、事務局のほうからお話くださったほうがいいかもしれませんが、先生、きょう、いっぱい議題があるものですから、後でまたお話しできるところは、私か事務局からするとして、およそのところだけ話をさせていただいて、議題に入らせていただきたいと思います。それはご了解くださいませ。

まず、事務局につきましては、見えないということでございますが、今ちょっとお名前が出た方が途中でやめたりしていらっしゃるの、あるいはどこが事務局かわかりにくいかもしれませんが、これはまた事務局のほうから岡田先生に、個人名なども含めまして情報をきちんと整理して差し上げますので、これはご了解くださいませ。冒頭の加納先生が事務局をやっていることには、全く変わりはありません。よろしくお願いいたします。

それから、議事録につきましては、事務局のほうからお願いします。

【事務局(加納)】 事務局の加納です。議事録につきましては、速記をとっておりまして、速記ができ上がった段階で委員の先生方にお送りをして、内容を確認していただいた上で、インターネットに載せるという手順をとっております。その確認の作業にも手間取っておりまして、遅れ遅れにはなっておりますが、それらについては財団のホームページ上で公開しておりますので、ご確認いただきたいと思います。それがちょっと時間がかかるものですから、メモ的なものをおつくりしてお送りするようにしておりますが、事務局のほうの不備で先生にきちんと届いていないようですので、その点につきましては確認をいたしまして、全部そろえてお送りさせていただくようにいたします。

【岡田委員】 インターネットなど縁遠い人間ですので、そういった点、まあ議事録は読ませていただいてもしょうがないとは思いますがね。

【金平座長】 それでは今後、今、加納先生がおっしゃいましたように、事務局としても努力をいたしますということで、よろしくお願いいたします。

それから、検討会のメモということでございますが、きょうは検討会の委員長の井上先生がお休みでございまして、藤野先生が、検討会のメモということについての、今ちょっとご質問ですけれども、何かお答えいただけますか。

【藤野委員】 何を答えるんですか。

【金平座長】 検討会のメモ風なものが出されない。

【岡田委員】 検討会の決まったことを、一、二枚程度のメモについてつくってください
っていますよね。

【事務局(加納)】 事務局のほうで出しておりますので、すみません。事務局のほうで
出しております。一応こちらのほうでもう一度確認をいたしまして、先生のほうに全部メ
モをそろえましてお送りいたします。お送りするようにこちらのほうで手配いたしますの
で、申しわけありませんでした。

【金平座長】 それから、今年度の検討会の研究費の問題がございませけれども、これ
も、それじゃお願いします。

【事務局(加納)】 研究費につきましては、年度当初の予算から、各先生方には10万
円という大変申しわけない金額で研究をいただいております。現在いろいろと調整をして
おりまして、もう10万プラスアルファをできるような方向で調整をしておりますので、
プラス10万円でもあまり意味がないというおしかりは十分承知しておりますが、申しわ
けありませんが、その程度を今調整するように工夫をしておりますので、その限度で今年
度は研究をお願いするほかありませんので、申しわけありませんが、よろしくお願いい
たします。

【岡田委員】 それはわかっています。ですから、その3,000万弱を大体どういうふ
うに配分されているのかということをお尋ねしたいわけです。そうすれば、10万円でや
っていくしかないというのも納得できますよね。

【金平座長】 恐れ入りますけれども、今年度の事業予算とその執行については、実は
検証会議でも、検討会でも何回もお話はさせていただいております。岡田先生のところに
その資料がもし行っていないとすれば、さらに事務局のほうでもう一回確認をした上で、
お届けいたしますので、ご了解いただきたいと思います。

いろいろとご意見あるかもしれませんが、全療協からのお金をどうしているかとい
うことでございましたね。

【事務局(加納)】 全療協からのお金というのは、この事業費のほうに寄附をいただ
いたことはございませんので、全体的な予算は、厚労省より配分されております3,000万
弱ということに変わりはありません。

【岡田委員】 1,700万を今回のあれに寄附されたということで、読売新聞に神さん
のお写真入りか何かで載っていたと思うんですが。

【事務局(加納)】 その記事はミスリーディングだと思いますので、事業費のほうは変わっておりません。

【岡田委員】 じゃ、その点、神さん、お教えいただけますか。

【神委員】 全療協が、僭越ながらご寄附をさせていただいた額は1,500万です。これは検証会議に対して、予算不足というのは重々存じ上げていたわけですがけれども、検証会議に寄附をしたのではなくて、あくまでも各療養所の中で現在進められているソーシャルワーカーの先生方を中心として行われておる聞き取り調査のための経費として使ってほしい、いわば限定されたような、そういう注文をつけて、聞き取り調査のために使ってほしいと、そういうことでご寄附をさせていただきました。

【岡田委員】 わかりました。

【金平座長】 あと、「開かれた扉」の中にある青木先生の調査などをもっと積極的に使って、ごめんなさい、我々の研究検討の中で十分にこれを活用していくべきではないかというふうなことでございますが、きょう検討会のメンバーの方からお話がまた出てくると思います。これは青木先生の問題だけでなく、いろんなこれまでの研究、その他を情報公開なども含めまして、私ども検証のための資料を今寄せながら、検討が進められておりますので、まだ途中でございますから、そのようにご理解くださいませ。

ご納得のいかない点もまだあるかもしれません。終わりましたからまた、私でよければいつでもお話しいたしますが、とりあえず本日のところは先に進ませていただきたいと思えます。ほかの皆様方もよろしいでしょうか。

それでは、本日は、前もってお配りいたしましたように、議事が大変たくさんございます。まず、「検証会議起草委員会の状況報告」から入りたいと思います。検証会議起草委員会は、検証会議副座長の内田先生にまとめ役をしていただいておりますので、内田先生のほうからご報告をお願いいたします。

【内田副座長】 それでは、ご報告をさせていただきます。既にこの検証会議でお認めいただきましたように、検証会議で起草委員会を立ち上げさせていただきました。検証会議のメンバーの方々すべてが、この起草委員会のメンバーを兼ねるということで、来年度3月の中間報告に向けまして、検討会の先生方と共同しながら、キャッチボールしながら、中間報告の取りまとめに向けて努力していきたいということでございます。何となく検証会議の起草委員会で議論をさせていただいておりますけれども、今のところは、検討会でおつくりいただきました検討課題がございますので、この点につきまして議論をさせてい

ただきまして、後ほど申し上げますように、検討会の起草委員会に対しまして、分担の未定の部分がございますので、この点についてさらに検討を深めていただきたいとか、あるいは重複箇所がございますので、この点について整理をお願いしたいというようなことを夏休み前に検討委員会の起草委員会にお願ひさせていただきまして、後ほど検討会の起草委員会から検討結果をご報告いただき、ご審議いただくというようなことになろうかと思ひます。

それから加えまして、検討会の先生方におかれましては、それぞれ分担いただきました検討課題について鋭意ご研究を遂行していただいておりますので、その研究の遂行状況につきましてもご報告いただきたいというようなことで、夏休み前に文書でお願ひいたしました。で、提出していただいておりますので、お手元に資料という形で、その文書でご提出いただいたもの等については配付させていただいていると存じますし、また、きょう口頭でご報告いただけるかなと思ひます。これもあわせましてご審議いただきまして、来年3月の中間報告の作成に向けまして努力していきたいというふうに考えていると、以上でございます。

【金平座長】 ただいま内田先生の報告で、何かご質問ございますでしょうか。

これはまだ、今からですよ。

【内田副座長】 はい。

【金平座長】 きょうは、あと検討会のご報告を伺ったり、それから検討事項の整理というところを伺う中で、また検証会議のほうの起草委員会の次の作業が始まると考えてよろしいんですね。

【内田副座長】 はい。

【金平座長】 それでは次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、2番目に「検討会起草委員会の委員の承認及び状況報告」ということでございます。これにつきましても、本日、井上委員がおいでになりませんので、これは藤野委員からよろしいですか。じゃ、2番目の議題、お願ひいたします。

【藤野委員】 検討会委員と検証会委員を兼ねています藤野です。お手元の資料6という名簿がございますので、それをごらんください。中間報告書、さらには最終報告書へ向けての報告書を起草するというので、検討会内部に起草委員会を設置いたしました。この構成メンバーは、原則として運営委員5名と被害実態調査を担当する中からどなたかということで、一応そこに挙がっている7名ということにいたしましたので、この場で皆様

のご承認をいただきたいと思います。メンバーは、井上英夫、和泉眞藏、酒井シヅ、並里まさ子、福岡安則、松原洋子、私・藤野、以上でございます。そして、きょうの準備で、きのう起草委員会を開いたのですけれども、その場で井上さんから、一応検討会の起草委員会にも委員長を置きたいというご提案がありまして、井上さんがみずから委員長になるということでしたので、一応、我々は了解しましたけれども、このこともきょうこの場で改めてご承認願いたいと思います。

起草委員の名簿については以上です。

【金平座長】 続いて、経過。

【藤野委員】 次の、もう中身に入っちゃうんですけれども、一応委員の名簿についての承認だけ、まず……。

【金平座長】 ただ、ちょっとお伺いいたしますけれども、検討会の起草委員は、検討会並びに検討会のメンバーでない、福岡先生、調査班の……。

【藤野委員】 福岡さんは検討会委員になったはずですがけれども。

【金平座長】 失礼いたしました。

【藤野委員】 全員検討会委員であります。

【金平座長】 それでは、今ちょっと藤野さんのお言葉を私が勘違いいたしました。調査班の中からおっしゃったものですから。じゃ、この7人の方を、これは検証会議で承認するんですかね。検討会の中でも昨日ご承認があったそうですけれども、このメンバーをすることと、井上先生が委員長になられるということで、検証会議としてよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それじゃ、そのように決定……。

【藤野委員】 合同会議なので、両方で承認ということで……。

【金平座長】 検討会に諮ってないのか。失礼しました。それじゃ、まず検討会の問題ですから検討会のほうにお伺いいたしましょう。検討会のメンバー、いかがでしょうか。大変失礼いたしました。丸井委員、よろしゅうございますか。

【丸井委員】 よろしいです。

【金平座長】 それでは、このメンバー以外の委員もご出席になっておりますけれども、ご意見、特にないようでございますが、岡田委員、よろしゅうございますか。

【岡田委員】 はい。

【金平座長】 それでは、ご承認いただいたと思いますので、まず検討会のほうとして

は、これをお認めいただく。

続いて、検証会議のほうに移りますが、検証会議のメンバー、よろしゅうございませうか。

(「はい」の声あり)

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、両方で確認いたしましたので、これを検討会起草委員としていきたいと思えます。これから大変な作業に入ると思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、中身でございますか。

【藤野委員】 議事の3番と4番は、先に各検討会委員の方の進行状況を報告した後、これからの検討課題についての整理をやるという順番ですね。つまり、検討会起草委員会の報告は、2番については以上で終わりなんです。

【金平座長】 状況報告というのはもうそれでいいの、これで。

【藤野委員】 要するに、きのう起草委員会を開いたというだけなんですよ。

【金平座長】 わかりました。という状況だったということですね。

【藤野委員】 これは後でご報告しますけれども、中間報告、さらには最終報告へ向けての、一応の検討事項の整理と分担、何を執筆するか、ほぼ原案が固まりましたので、それをきのう最終的に決めましたので、後でこれはご報告します。

【金平座長】 わかりました。それが、 の中に入りますか。

【藤野委員】 それが です。

【金平座長】 ここで改めて伺いますけれども、 を先にしなくてもよろしいですか。

【藤野委員】 そのほうが多分順番としてはいいと思うんですけどね、先にやるほうが。

【金平座長】 順番としては、私ちょっと事務局には、この順番で了解したんですけれども、お話を伺うと、ちょっと4番が先のほうが……。

【藤野委員】 がいいと思えます。

【金平座長】 それじゃ、ここでちょっとお諮りしますけれども、3番と4番の議事を逆にいたしまして、4番から先にさせていただきたいと思えます。よろしゅうございませうか。

早速、藤野委員からお願いいたします。これは資料がございますね。

【藤野委員】 資料の何番だろう。

【鮎京委員】 資料4。

【藤野委員】 資料4は古いやつで、これをもとにして直したものですから、これではないです。

【金平座長】 きょう配られたと思います。ですから、資料ナンバーが入っておりません。それで、ちょっと念のために申しますけれども、資料2というのがございまして、この資料2が検討会のほうから検討会起草委員に、こういうふうな重複箇所などの問題の指摘と、検討会での検討をお願いするというものがございまして、資料2です。それに基づいてご検討いただいたのではないかと。そして、それが本日配られたこの資料になっていると理解したいと思いますが、いいですね。おわかりになりますでしょうか。資料2というのが、これは検証会議のほうの起草委員の内田先生からちょっと整理していただいて、検討会のほうに投げかけていただきました。私どもが一番最初に整理いたしました、「2002年度ハンセン病に関する検討会検討事項」という中に重複その他があるということで、これについての意見を検討会のほうにお願いいたしました。

【藤野委員】 では、いいでしょうか。資料ナンバーが打ってないもので、「ハンセン病問題に関する検証会議・検討会 検討事項および執筆分担（案）」であります。

これは、これまでも既に大体何を検討するかという課題とか、だれが何を取り組むかということは話し合ってはきたのですけれども、先ほども報告ありましたように、検証会議の起草委員会から多少の手直しとか見直し、あるいは項目の再編とか、そういったご提案がありました。それを受けて、ほぼこれで決定版にしようということで今回作成をしました。きのうの検討会起草委員会で一応了解とれたものなので、きょうこの場でお諮りして、皆様からまたご意見、修正案を出していただいて、この場で決定して、すぐにでも、まずは中間報告書作成に取りかかりたいと思っております。

今回のこの起草委員会のほうで出した案では、執筆分担という問題と、各章ごとに監修担当者を置くことにしました。この監修担当というのは、検討委員会起草委員会の委員が分担して監修担当をする、そこで複数の方たちの原稿の調整とか、落ちている部分の補足とか、そういったことを行っていきたいと思います。「監修」という言葉については妥当かどうかということはきのう議論があったんですが、とりあえず監修担当としました。いわばまとめ役というふうにご理解いただければいいと思います。

まず最初のテーマが、1章というのか、何と言うかあれですが、第1の大きいテーマ、一として「ハンセン病強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討」を置きます。これは私が監修いたします。その中で1番目、「1907年『癩予防ニ関スル件』 - 強制隔離収容

政策の開始と責任』。この中で、さらに「近世の『癩』病観とその形成過程」、これは以前の案では江戸時代となっておったのですけれども、江戸時代というよりは近世のほうが少し幅が広くとらえられるということで、「近世」というふうに訂正をしました。これは鈴木則子さんをお願いする。これは以前と変わりません。この「近世」というふうに変えることについては、鈴木則子さんに既にお会いして了解をとっております。が「近代のハンセン病患者への差別観」と、それから「強制隔離収容政策の開始と療養所の実態」、この二つは私が執筆いたします。この辺は今までの案と大きな差はありません。今回は、そこにありますように 去年の12月に宇佐美治さんから出されました要望書、それを受けとめていこうという立場で、宇佐美さんの要望書に対しては、どこでそれを扱うのかということにいたしまして、ここでは宇佐美さんの要望書2にあります「1897年、第1回国際癩会議の結論が、日本では必要以上に恐怖心を駆り立てたのではないか」、この問題に対しては何がしかの解答を出していきたいと考えております。

次に、2のテーマが「1931年『癩予防法』 - 強制隔離収容の強化拡大の理由と責任」、これも私が担当します。これについても、宇佐美さんの要望書7にありました「1936年の長島事件から、所内秩序維持強化のため、草津に『特別病室』を造り、療養所の運営を患者の恐怖心に基づいてコントロールした」。この特別病室の問題などは、もちろん被害実態調査のほうでも聞き取りで入るでしょうけれども、一応ここで押さえておきたいと思っております。

それから、3に「1953年『らい予防法』 - 強制隔離強化の理由と責任」、これは戦後のらい予防法ですね。これについては、「GHQのハンセン病認識と政策」。これは前から丸井さんが担当するというご意向でしたので、従来どおり丸井さんをお願いしていこうと思っております。これにも宇佐美さんの要望書9、「1951年4月1日付で、国立療養所課長名で菌陰性者で比較的軽症な者は、退所出来るという通達を出したのに、療養所長の反対で握りつぶされた。アメリカに於いては開放政策を採ったのに、占領下の日本に於いてGHQはどのように対応したのか」、これに対してお答えをいただきたいと思います。

それから、「強制隔離収容強化の理由と責任」、これは私が担当します。これも宇佐美さんの要望書、非常に多かったですけれども、全部ご紹介しますと、まず要望書10にありました「1951年11月3日、光田氏は文化勲章を授与された。11月8日、参議院厚生委員会に於いて隔離政策を強調する証言を行った。他の林芳信・宮崎松記園長もこれに追随した。サルファ剤の薬効を無視した管理者の考えは、どこから出たのか」。宇佐美

さんの要望書 11、「1953年、MTLインドのラクノー会議に於いてハンセン病の開放政策が決議されたのに、日本では、癩予防法の改正によっても開放政策を無視したのはなぜか」。宇佐美さんの意見書 12、「1956年ローマのマルタ騎士会議に於いて、日本の政策は非難されたのに、代表で出席していた林芳信氏と野島泰治氏の両園長は、何ら政策の転換をも考えなかったのはなぜか」。宇佐美さんの要望書 13、「1957年8月に光田健輔氏を園長から退官させ、9月に退所基準を出したのに癩予防法の廃止には着手しなかったのはなぜか」。宇佐美さんの要望書 14で、「1958年、第7回国際癩会議に於いて、特別立法は速やかに廃止されるべきであるという勧告がなされたのに、ハンセン病政策の転換が出来なかったのはなぜか」。以上も含めて書いていくということです。

それから、の「藤本事件の真相」、これについては今までの案では担当者が決まっておられませんでしたが、これは刑法の問題に絡むので、内田副座長をおいてほかにはないだろうということで、きのう全員で内田さんをお願いしよう。ご本人にはまだ了解をとっておりませんが、この場で、できればご了解願いたいというふうに思っております。

それから、これは「藤楓協会および皇室の役割」という問題です。今までの案では「藤楓協会の役割」ということで、「皇室」という言葉をあえて入れていなかったわけですが、今回、私は「皇室」という言葉を入れるべきだと。つまり、藤楓協会が皇室を利用して、いかに患者さんたちの運動を抑えてきたか、あるいはらい予防法闘争を鎮静化してきたか。そういうときに皇室の役割抜きには語れないということで、これは戦前から含めてこのことをここで扱いたいということで、あえてこのことを入れました。これについては、きのうの起草委員会では井上委員長から強い反対があって、これをおろすようにというご意見があったのですが、一応、原案どおりということで、きょうのこの場にお諮りいたします。これは私が責任を持って担当いたします。

それから、4番目が「1996年『らい予防法』廃止 - 廃止の経緯」、これは予防法廃止の問題ですね。これは井上さんがなさるということになりました。これも宇佐美さんの要望書にあった「1990年代まで、89年に亘る日本のハンセン病政策の非人間的な法文を、なぜ廃止することなく維持してきたのか」、これは全体の検証会議にかかわる問題ですが、特に96年の廃止の問題においてもこうしたことを踏まえておきたいということです。

それから5番目に、「熊本地裁判決および『ハンセン病国賠訴訟』における論点」。これ

は判決の評価及び訴訟における国側のさまざまな反論、こういったものについてもきちっと検証会議として結論を出すべきだということで、これを掲げました。これについて内田副座長にお願いするのが一番いいのではないかということが、きのうの結論ですので、これもこの場でご了解いただければというふうに思っております。

以上が一番のテーマ。これは、内容は全体にかかわる大きなテーマなので、かなり内容多くなりますけれども、こういうふうなことにしました。

第二章が「ハンセン病に対する偏見差別が作出・助長されてきた実態の解明」。これは特に無癩県運動に、ここでは絞り込んでおきたい。全体にかかわる問題なんですけれども、マスコミの問題とかいろんなことはほかで扱いますので、無癩県運動に絞り込んでここでは扱おうということになりました。これは私が監修と執筆、両方担当します。一応戦前の運動と戦後の運動に分けて、戦前の無癩県運動、戦後の無癩県を解明するということです。これも宇佐美さんの要望書にある「『癩は恐ろしい伝染病であるからすべての患者を隔離しよう』という1929年から始まった無癩県運動は、ハンセン病に対する恐怖心をいっそう掻き立てた」、あるいは「日本では、戦後プロミンが治療薬として開始され、L型の患者が快方に向かったのに、1949年6月に戦後の無癩県運動と言われる収容強化政策が、所長会議に於いて決議される事となった。その根拠は何か」、これに対して解答していきたいと思っております。

第三章が「ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明」。これは、今の被害実態調査班の研究調査成果をここに反映していただきたいと思います。被害実態調査も、あくまでも検証会議、検討会の活動の一環でありますので、この全体の報告書の中に被害実態調査班の成果も組み込んでおくということに、きのう確認いたしました。ですから、こちらの監修担当は、被害実態調査班のメンバーでもある、起草委員である井上、福岡、松原のお三方にお願いいたします。

そして、内容ですけれども、まず1番目、「療養所内の被害の全体像 - 教育権、労働権、職業選択の自由、居住移転の自由等人権の侵害、家族との断絶、家族被害、社会復帰の困難、断種・墮胎・嬰兒殺・『特別病室』(重監房)・監房・強制労働・貧寒な医療、精神的影響等の療養所実態」、こういうほんとうに多岐にわたる被害ですが、その中で「ハンセン病政策における性と生殖の管理 - ジェンダーの視点を含む」、これは松原さん。「ハンセン病政策と優生政策の結合」、これは優生保護法等の絡みも入ってきます。これも松原さん。3番目、「強制隔離収容の強化拡大と被害」、これは今まだれがと名前は決まっていませ

んが、被害実態調査班の中で当然執筆をしていただくということです。これについては、宇佐美さんの要望書にありました「日本で国立療養所を造る時に、癩と診断された者はすべて収容しようとした。職員の不足を患者の軽症な者で充てようとしたのではないか」、つまり強制労働のために強制隔離があったのではないかという問題提起に対して、答えていただきたいと思います。「『特別教室』および『癩刑務所』設置の目的とその実態」、これは以前から森川さんがなさるということでしたので、森川さん。それから5番目、「療養所内教育の実態」、これは教育問題が今回少し弱いんじゃないかということが以前から指摘されておりましたが、新しく教育担当の専門の委員をお願いするかどうかということはありませんけれども、とりあえずこのことについては、被害実態調査班の中で扱っていくということを確認しました。

それから2番目に、「療養所外、社会における被害の全体像」、これは非入所の方とか、退所の方を含めた問題ですけれども、「教育権、労働権、職業選択の自由、居住移転の自由等人権の侵害、家族との断絶、家族被害、社会復帰の困難、社会における差別、隔離の精神的影響等」。特にその中で、これは「しかありませんけれども、「療養所外、社会における被害の実態」で、これもまだ担当者は決まっておりませんが、被害実態調査班の中で執筆をしていただくということになりました。

それから、四番目、「ハンセン病医学・医療の歴史と実態」。これは医学の専門的なことなので、監修担当は和泉さんをお願いいたします。そして、「ハンセン病医学・医療の歴史と実態」、「療養所以外のハンセン病患者の処遇」、「ハンセン病療養所の医療水準」等につきましても、医学のほうのご専門の和泉・並里両先生をお願いする。そして、としまして「ハンセン病と精神疾患」、きょう岡田さんが見えておるので、今までなかなかご連絡できなかったのですが、一応この四章の中で、ハンセン病の療養所における精神疾患の問題、ハンセン病療養所において精神疾患の方たちがどういう医療を受けたのかということについては、ここで扱っていただきたいというふうに考えております。

次に、五章「ハンセン病強制隔離収容政策に果たした医学・医療界の役割と責任の解明」。今度は、医学の医療の問題よりも医学界の責任ということに的を置いて、四と五是統合したらどうかという案もあったんですが、一応分けました。こちら、監修と執筆はすべて和泉さんをお願いすることになりました。これも、先ほど挙げました宇佐美さんの要望書の10から14まで、これは繰り返しになるので読み上げませんが、これに対してもお答えいただけるものということです。

第六章が「ハンセン病強制隔離収容政策に果たした関係学会、各界の役割と責任の解明」。これは、井上さんが監修担当になりまして、まず関係学会の役割と責任ということで法曹界の問題があります。これはまだ未定なのですが、検証会議の委員である光石・鮎京両先生にお願いするのが妥当ではないかという案であります。これは、きょうこれからお二人のご意見を伺いたいんですが、法曹界の問題なので弁護士の方にお願いするのがよろしいんじゃないかというのが、起草委員会の提案です。ですから、現段階では未定ではありませんが、そういうことです。

それから、教育界についてですね。教育界についても、先ほど申し上げたように教育の専門家の方は委員にいないので、改めて検討会委員を委嘱するのか、現在の委員で対応するのか、どうするのか、これはきのうの段階ではちょっと結論が出ない。これは、先ほど10万円の研究費ということも含めて、予算の限りもありますので、検討会委員を増やせるかどうかということもありますので、現状ではまだ誰というふうには出ておりません。ですから、これについてもきょう皆さんの間でご議論いただきたいと思います。

それから、宗教界については訓覇さんをお願いいたします。福祉界については窪田さんをお願いします。「患者運動」、これは今回新しく出てきた課題で、これは検証会議起草委員会からのご提案です。そこにどうしてこういう問題が出てきたかといいますと、宇佐美さんの要望書にも、15にあります「1963年9月、全患協は癩予防法改正の要望書を厚生省に提出。厚生省は、絶対に改正しないと公言した。以後、全患協は療養所内だけの処遇の改善・医療の充実等に運動の主眼を移してしまった」ということで、らい予防法を維持してきたことにおいて、患者運動にも一端の責任があるのではないかということなんです。これについてどうしようかということで、全療協、神さんおられるので、神さんに書いていただくのがいいのか、あるいは逆に書きづらいのか、いろいろあるので、きょうまた少しこの場でご意見を伺いたいと思っておりますが、現時点では未定ですが、患者運動の責任という問題も扱うべきではないかというのが、今回新しいご提案です。

2番目に「マスメディアと文壇のハンセン病観」というのがあります。マスメディアの責任という問題、これは検証会議のほうに各新聞社から委員が入っておられるので、むしろ検証会議の委員である新聞社出身の方々が検討されるのがいいのではないかというのが、きのうの起草委員会の考えであります。ですから、まだ未定ですが、きょうこの場でご議論いただいて、決定したいと思います。それから文壇の責任については、これは本来、能登さんが執筆するということであったのですが、能登さんの体調がすぐれないのでちょっ

と難しいのではないかということで、現時点では白紙になりました。ですから、文壇の責任という問題を扱うかどうかという問題、そして扱うならばだれが担当するかという問題、まだこれは未定であります。

次に、七章「日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較」というところです。これについては並里さんと和泉さんのお二人が監修担当になっていただきます。まず、「WHO等国際動向」は和泉さん。「各国の動向」で、一体どこまで、どのくらいの国を日本との比較にするのかということがきのう議論になりましたけれども、一応、今挙がっている国名を挙げますと、ノルウェー、アメリカ、インドネシア、ミャンマー、バングラディシュ等ということで、これは今後の調査の中で増えるかもしれませんが、こういった名前が挙がっております。一応これについては和泉さん、佐藤さん、丸井さんと名前が入っておりますので、これについては、まだご本人たちの明確な了解をとっておりませんので、きょうこの場でご意見いただき、またご了解いただければと思います。あるいはこれ以外にも、どこの国との比較が大事だというご提案があれば、ぜひお願いしたいと思っております。これについては宇佐美さんの要望書3にある「ノルウェーのハンセン病隔離は、相対隔離で多発地区に小規模な病棟を造った。20世紀になってなぜ、絶対隔離の療養所を日本では造られたのか」ということに対して解答が出ると思います。

それから、の「ハンセン病隔離収容政策の疫学的国際比較」、これは和泉さんしか書けないと思いますので、これは和泉さんをお願いいたしますということです。これも宇佐美さんの要望書に「第3回国際癩会議においてT型は感染源にならないという結論がでたのに、光田氏など、少数派が反対した。その核心はどこにあったのか」という、これに答えていただくこととなります。

「ハンセン病、精神疾患患者についての比較法制処遇史」、これについては岡田さんとなっておりますが、これも今まで岡田さんとなかなか連絡がとれなかったもので、このが、比較というのが国際的な比較なのか、ハンセン病医療と精神疾患患者に対する医療の比較なのか、そこがちょっとはっきりしなかったもので、仮にここに置きました。もしこれが国際比較ではなくて、ハンセン病医療と精神疾患患者の比較であるならば、これは先ほどの岡田さんの執筆のところ、少しまとめていただけないかと思っておりますので、これは後でご指摘いただきたいと思っております。一応ここでは国際比較というふうには解釈をいたしまして、七章に一応入れておきました。

八番、「沖縄・奄美地域におけるハンセン病問題と政策」。これは、今までの案ですと「沖

縄・奄美大島における」という言葉だったんですが、そうすると、徳之島がどうなっちゃうかという議論が出てくるので、「奄美地域」というふうにして、奄美群島全体を入れて考えることにいたしました。これは、沖縄におられる森川さんが最もいいわけですが、私が監修担当という形で、森川さんをお助けしてやっていこうということに考えております。

九番の「旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策」。これは「旧植民地におけるハンセン病患者の処遇と政策」、「日本占領地域におけるハンセン病問題と政策」、ともに魯さんがやっておられたわけですが、魯さん大変熱心にやっておられますけれども、日本占領地域は非常に幅広くなるので、例えばインドネシアの占領時代の問題は和泉先生がお詳しいので、和泉さんに入っていていただく。また、私も全体の監修としてかかわるということやっていこうと思っております。

それから、十章の「再発防止のための提言」、これは特定の委員が考えるというよりも、検証会議、検討会全体で考えていく、まさに全員が執筆するべきことではあるんですが、とりあえず監修担当・井上さん、そして「情報を得る権利、知る権利の保障」、井上さん、佐藤さん。「ハンセン病患者隔離に関する立法、法律、政策・行政の点検・評価システム」、井上さん、佐藤さん。それから「再発防止システムの検討」、井上さんというふうに名前は置きましたが、これは全員でかかわるというか、全員で議論するテーマだということになりますので、そのところは、どうぞ皆様お含みおきください。

十一章が「情報収集・データベース化等による保存」。これは監修が井上さん、酒井さんで、「ハンセン病政策等に関する資料等の収集、保存」、酒井さん。そして、資料保存という点では、宇佐美さんのこれまでのご努力、はかり知れないものがありますので、宇佐美さんにも、大変ご無理をお願いいたしますけれども、ぜひ十一章には宇佐美さんのお力をいただきたいと思っております。

以上でございますので、未定の部分を含めて、こういう項目でいいかどうか、それから執筆担当がいいかどうか、あるいは「私はここできません」とか「こっちをやりたい」とか、ご意見があれば出していただいて、きょうこの場でほぼ承認をもらって、一気に中間報告書へ向けて動いていこうと思っております。

以上です。

【金平座長】 きのう一日で随分まとめてくださいましたね。

【藤野委員】 短期集中でやりました。

【金平座長】 ありがとうございました。

それでは、これは少し時間をとりましょう。それで、ご意見、ご質問、どうぞ。鈿委員どうぞ。

【鈿委員】 鈿です。今、説明を聞きましたけれども、私、検証会議が発足して、たしか1回か2回目、1回目だと記憶していますが、皇室の問題と、光田健輔の検証、これは欠かせないと、検証会議における問題としては。そういう発言をしています。これは承認されました。これに異議を挟む人はいませんでした。そして、きょう説明を聞きましたら、第一章に皇室の問題を藤楓協会にあわせて、皇室の果たした役割、私に言わせていただくと犯罪です。それをきちんと検証すべきであると思います。ただ、宇佐美さんの要望書の中に再三で出てくる光田健輔に関しても、どこで光田健輔に関する検証を行うか。光田健輔に対する検証をするということは承認をいただいていますので、どこかでそれを入れてもらわなきゃ、私がいただいた承認は飛んじやうのではないかという思いがありますが、これ、藤野先生、どうお考えになっていますか。これ、討議されましたか。

【藤野委員】 光田健輔の問題は全体にかかわる問題なんですね。ですから、光田健輔という個人で1章を設けてはおりませんけれども、隔離の政策が始まってからずっと光田健輔の問題は出てくるので、むしろこれは光田健輔をどこかの章に当てて取り上げるのではなくて、隔離政策全体の検討の中で光田健輔の責任は当然追求されると。ですから、これは全体において論じられるというふうにご理解いただきたいと思っています。

【鈿委員】 ただ、そうすると、ちょっと違った格好になって、はっきりと我々の目の前で光田健輔が検証されたというふうにはつかみづらいところがあるので、その辺は持っていく方だと思いますけれども、それは明確にしていきたいと、強く要望しておきます。

【藤野委員】 もちろん鈿さんのおっしゃること、全く同感でして、光田健輔の責任については、私が隔離政策の推進の問題をやりますので、ほんとうにどこにも顔を出してくると思いますが、そこで論じます。それから、医学の分野でも光田健輔の医療がどうだったのかということは、和泉先生等のほうでまた分析されると思いますので、光田健輔で項目がないからといって、決して光田健輔を無視はしていない。むしろ光田健輔の役割が大き過ぎるので、全体にまたがってしまうというふうにご理解いただきたいと思います。

もう一点は、光田健輔だけを挙げて糾弾するというのではなく、光田健輔を頂点とした国家の過ちということでやりますので、そういう構成で考えておりますので、鈿さんのご要望は十分わかりますけれども、それに対しては今のような全体の中で、必ず納得して

いただけるような結論が出るというふうに思っております。

【金平座長】 今のはご要望でございました。

岡田委員、どうぞ。

【岡田委員】 光田健輔については、鈴木ノリコさんという、前、精神科の看護師だった方ですけれども、その人が、その後、大学院に入っていて伝記を書いて、ですから2年ぐらい前に検討会のほうでそのことはあれして、1回、鈴木さんの話も伺ったらということになっていたんですが、その鈴木さんは能登さん、きょうおいでにならないようですが、能登さんにも光田健輔伝を出せるかどうかというような打診をしたことがあるようで、もしあれでしたら、その鈴木さんがある程度まとまったものをまとめてはいるはずなんです。鈴木ノリコさんという方です。

【金平座長】 それでは、それは一応、岡田委員の情報というか、ご意見として、よろしゅうございますか。

きょうは、藤野さん、全部ここで決めちゃいたいとおっしゃったけれども、とにかくいろんな意見をまず出していただきたいと思います。よろしいですね。いかがでしょうか。宇佐美委員。

【宇佐美委員】 今、藤野先生から私のした要望についていろいろと検討していただいてありがたいと思っていますけれども、論点の一つのテーマとして私、考えただけでございまして、内容については、諸先生方によって十分にその問題について把握して、また中間報告の中に盛り込んでいただければありがたいと思っています。

今問題になってくる、皇室関係の問題では、昭和7年の「つれづれの歌」ができたときで、3首あるはずだと思うんです。それが第1首の「今つれづれの友」というのは、らい病療養所の職員に与えた歌だけが表面に出ただけで、らい患者に与えた歌と一般国民に対する歌という3首あったというので、あとの2首はボツになっているわけなので、一般的には全然喧伝されていなかったと、こういうことについてもご承知かと思っておりますけれども、ひとつ参考にさせていただきたい。

それから、私も十分知らなかったんですけれども、満州事変以降、茨城県における加藤完治の満蒙開拓義勇軍の中に、「満蒙開拓らい患者の義勇軍隊を救う」という意見を出しているそうなので、光田が。この問題について資料があるというふうに昨日もちょっと聞いたんですけれども、私のほう承知していないんですけれども、そういう問題について関連して大東亜戦争、彼らの言う太平洋戦争中に、アジアのらい患者を1カ所に集めるという

構想を持っておったのですけれども、これは木下杢太郎 - 太田正雄さんたちが、具体性がないし、当を得てないというようなことを書いておられますので、その問題についてもうちょっと、植民地の問題とあわせて、皆さんにひとつ討議を深めていただいて、専門委員に十分書いていただけるチャンスがあるんじゃないかというふうに思っております。

そういう面で、我々こういう不自由なもので、離島において何もわかりませんけれども、いろいろと出てきますので、そういう問題も含めて、皇室の問題等も含めて、どういうふうにしてやったのか。

もう一つは、ハンナ・リデルが、日露戦争のとき日英同盟があったという中にあって、回診病室の運営ができなかったら、清浦奎吾なんかに対して、大隈と渋沢に「らいは恐ろしい伝染病」という形のキャッチフレーズをすることによって財政的な援助を受けたのじゃないか、それに光田たちとタイアップしたのじゃないかという説もあるんですが、そういう問題についてはもう証明済みであると思いますけれども、問題の提起を思いつくままに申しあげましたので、ひとつ諸先生方のご尽力を期待いたすとともに、私自身もできるところで内容について討議させていただきたいと思います。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

今のことに關して、和泉委員からどうぞ。

【和泉委員】 和泉ですけれども、今、満蒙開拓団に患者が行って何かをしようというお話がありましたけれども、これは「愛生誌」に出ている早田皓の昭和18年ぐらいだったかの評論というか、文章の中に、東南アジアの占領地、いわゆる大東亜共栄圏のらいなんですけれども、そこへ患者が出かけて行って療養所をつくらうという、それがらい患者の生きがいであるとか、そんなようなことがはっきり書いてあるので、そういう呼びかけがあるんですね。実現はしなかったと思うんですけれども、満蒙開拓団でないだけじゃなくて、占領地全体に行こうというふうな提案が患者側に対して療養所の職員から、あるいは医者からあったということをご紹介しておきたいと思います。

【宇佐美委員】 その問題については、満蒙開拓団のことは私、知りませんけれども、南方のことは、昭和16年から光田氏は、うちの恩賜記念館は海洋少年団をつくって、その尖兵としてハンセン病の少年者を中心にして、エスペラントとマレー語をマスターさせて、ハンセン病患者の隔離政策の尖兵にしようという形でつくったことは事実でございます。今、先生の言われた早田さんが書いていることは、光田も前からそのことは言及し

ております。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

今のことに、ほかにもございますか。内田委員、どうぞ。

【内田副座長】 検証会議の起草委員会から幾つか要望させていただきたいと思います。

中間報告の内容自体が、私ども検証会議、検討会に課せられた期待にこたえるものでなければいけないということは言うまでもないところですが、そのプロセス自体も極めて重要だろうと思うわけです。その報告書をまとめていくプロセスについても十分に検討会委員の方々の間で、あるいはまた検討会の委員と検証会議の委員の間で十分に議論を重ねる中で、まとめていくというようなことを要望させていただきたいのが1つです。

昨年度検討会の委員会の議論というのは、必ずしも十分でなかったという面があったかなという気がいたします。先ほどご発表いただいた形は、時間的なことも考えましてよくわかるのですが、ああいう形で決まって確定しますと、「私はここだから、ほかは関係ないよ」というような形になってしまう部分がございますので、縦、横十分にすり合わせる必要があるなと思いますので、その点、検討会の起草委員会として十分そのリードをお願いしたいと思います。

2つ目ですけれども、被害実態調査については非常に重要な柱として本年度やったところですが、この点については検証会議のほうでもその点について、入所者の方々がどういことを伝えたいかというふうなことについても十分に検証会議としては議論したいというようなことで、座長も、ほかの検証会議の委員の方々もおっしゃっているところですから、ほかの部分以上に、その点については十分にすり合わせをお願いしたい。被害実態調査の方々だけで全部執筆して、あと、確定原稿について議論するというのではなくて、プロセス自体について検証会議としていろいろと議論させていただきたい、その点をお願いしたい。

それから、最後の政策提言の部分ですけれども、政策提言につきまして、これは検証会議としてやることになっている部分ですので、ほかの部分以上にこの点についても、監修して出てきたものについて若干意見を言うということじゃなくて、政策提言については最初から検証会議として、そのプロセスに関与させていただきたい。そういう形で期待にこたえられるような政策提言とさせていただきたいというふうをお願いしたいと思いますが、ほかの起草委員の先生方から何かご意見がございましたら、ちょうだいしたいと

思います。

【牧野委員】 検証会議の牧野ですけれども、検証会議の準備会で、私、何回か申し上げたんですが、1の、強制隔離収容政策の開始、私は非常に重要じゃないかと思うんですね。私の感じとしては、もっとたくさんの方がこの部分をいろんな方面から検討していただきたいという気はするんですが、それは何回か申し上げたんですが、いかがでしょうか。

【金平座長】 じゃ、藤野さん。

【藤野委員】 一の4ですね。「らい予防法」廃止 - 廃止の経緯という……。

【牧野委員】 いや、そうじゃなしに、1907年の強制隔離収容政策の開始、この面に関して法曹の人たちとか、医療の人たちもかかわって、総合的に判断するというか、私は非常に重要じゃないかなと思っております。

【藤野委員】 いいですよ、だからどうぞ。たまたま一応案を出したわけですから、このテーマについては自分もかかわりたいという方がおられたら、どうぞ出ていただいて、何人でも執筆は構わない。一応こっちの案では、私は名前が出ていますけれども、何一人で書こうという、そういう独断じゃございません。これは検討会、検証会議全体の最終的な全員の文になるわけですから、きょうこの場で「私も執筆したい」という方がおられたら、ぜひ出ていただきたいと思います。

【金平座長】 今の藤野さんのご意見、先ほどの内田副座長のご意見、我々の最終的なまとめに対して、どういうふうにみんなでかわるかという問題だと思いますので……。

【藤野委員】 きょうは井上委員長いないので、彼にかわりにしゃべるわけじゃないんで、私の個人見解ですが、多分井上さんも同じだと思いますが、これからは検討会の会議は、研究内容の相互の議論に時間を費やしたいと。今までは、どうも事務的な話ばかり多かったので、これからはそういうふうにして、この場で大いに意見交換、議論していきたいというふうなことで、これは多分井上さんも同じだと思います。

それから、政策立案の今後の再発防止のテーマについて私が申し上げましたように、これは仮に井上、佐藤という名前を掲げておりますけれども、これは全員で考えるべきテーマであるし、当然検討会、検証会議すべてで議論することだと思いますので、佐藤さんと井上さんだけに決めてもらうというものじゃありませんが、一応こういう形式的なところで分担を置きました。十章だけは、ほかの章とちょっと扱いが違うと思います。これも井上さんも多分ご了解のことと、きのうもそういう議論をいたしましたので、そう思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

これからの予定でございますけれども、今、とにかく昨日の検討会起草委員会で、きょう提案していただきましたこれをたたき台として、特にこの執筆者になって、本人の了解なしに書いてあるというのもご説明の中にもありましたから、その本人からのあれもあるかもしれませんが、今の話の中に「私も書きたい」というのもあるかもしれないし、とにかくこのたたき台をもとに、もう少し自由にご発言いただこうと思います。そして1回休憩をとりまして……。

【藤野委員】 ちょっと最初に、井上さんから「これだけは念を押して」と言われたことがあるのでお伝えします。いいでしょうか。

【金平座長】 はい、どうぞ。

【藤野委員】 一応名前はこういうふうに仮に挙げまして、監修担当とか、執筆担当とか入れましたけれども、報告書は個人名ではなくて、検討会、検証会議全体の報告であるということ、つまり個人論文ではないということです。ですから、執筆担当はこうあっても、各文章は検討会、検証会議を代表するものになるという、そこだけはどうぞご理解いただきたいということを、きのうも井上さんおっしゃっていましたので。名前が挙がっているからといって、自分の個人論文ではないということだけは、改めてご理解ください。

【金平座長】 ありがとうございます。大体皆さんそう思っていらっしゃると思えますけれども、検討会としてもそこを確認していらっしゃるということでございますし、またそのようなご報告でございました。

【筈委員】 これも質問ですが、六章のマスメディアと文壇の、これ、非常にあいまいな話になっているような感じで、マスメディアでは検証会議、検討会、それぞれ委員がいるんじゃないか、そこからどうかというお話と、それから文壇のほうに関しては、これをどうするか、やめるかというような意味合いの発言のように先ほど先生の報告を聞いたんですが、これは落としてもらっちゃ困る。文壇がどのようにハンセン病を見てきたか、どのような役割を果たしてきたか、それはやはりきちんと検証すべきである。だから、これは能登さんが受け持つというところが、能登さん、健康状態が悪いとなれば、ぜひかわりの者を選出して、きちんとこれに対する検証もぜひやっていただきたい。

それからもう一点ですが、教育の問題、これは三章の「療養所内教育の実態」ですが、私、実は小さいときから療養所に押し込められていた関係もあって、さっきの皇室の問題にも絡むんですが、貞明皇后の誕生日に当たる、すなわちらい予防週間、それに当たって、

私たち療養所の学園で勉強を教えてもらっていた学生、学生といっても文部省が認めた学校じゃありませんけれども、そこで患者の教師から必ず貞明皇后への感謝の作文を書けという、これは一体どこからそういう指示が来たのか。おそらく患者の教師が独自に考えて、それを毎年やっていたわけじゃないと思います。そういうのも、ただ被害の実態からこの問題を検証するといっても、そういう現実があったということをしかりとつかんだ上でないと、あいまいになってしまう可能性があるのじゃないか。そういうので、この問題は軽視してはならないんじゃないか。私自身が、いまだにその屈辱感をかみしめているという状況ですから、これが療養所内の教育に大きな影を落とし続けてきた、そのこともぜひ検証していただきたい。

【藤野委員】 今の冨さんの質問に対して。文壇の問題を軽視してはおりませんが、今まで能登さんが、ここ、お願いするものと思っていたのが、突然、能登さんのご体調不良ということで難しいとなったので、はっきり言ってどうしようかというのがきのうの現状でした。ですから、だれか担当者をほかに見つけるのか、あるいは我々の中でやりくりして書くのか、それとも文壇のテーマを落とすか、いろんな選択肢を考えて、きょうの検証会議、検討会の合同会議で皆さんの意見を聞こうというふうなことです。決して軽視してはいないんですが、突然そういう執筆者が難しいとなったので、ちょっと我々としてもそれにかわる案が出ないので、そういういろんな可能性を今出したことであります。もちろん何とかどなたかに書いていただくことが一番ベターだと思っております。

それから教育の問題も、今、冨さんがおっしゃったように非常に重要ですので、これについてもこの後、メンバーどうするか、教育問題の専門家をお願いするかどうか、また皆様のご意見を伺っていきたいと思っています。

【金平座長】 それでは、ここに執筆者としてお名前が挙がっている方たちでございますけれども、この方たちからまずちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。ご自分のご担当と、きのう起草委員会のほうで一応置いてみたということですが、和泉委員、よろしいですか。

【和泉委員】 ほとんど日本にいないので、資料その他を全部向こうへ持っていついていくわけではありませぬので、かなりきついとは思ったんですけども、かわりの人が、見たところ、私の視野が狭いのかもかもしれませんが、いないものですから、とりあえずは私が書いて、その足りない資料とか、そんな指摘があれば、それで書き足していくというような形で、ほかの方、もちろんどんどん書いていただいてもいいと思います。

ただ、医学の問題を扱うときに、これは基本的な問題の一つだと思うんですけども、先ほど光田健輔の話が出たんですけども、光田健輔の一方的な評価というのは非常に難しく、あの先生のために救われたという意見というか考えの患者さんがいたりしますし、それから化学療法の問題一つとってみても、何でサルファ剤が出た後でも強制隔離をしたのかという話は確かにあるんですけども、一方で光田先生が積極的にプロミンのためにいろいろ努力をされたという、熊本地裁での犀川証言などもありますので、一方的な評価は非常に難しいんですね。一方的に評価してしまうと、検証会議は偏ったという話になりますし、従来どおりのやり方をすると、そういう話にきれいに光田神話みたいなものになってしまうと、何のためにあの裁判が行われたか自体がわからなくなるということもありますので、医学的に見てこの人をどう評価するかという問題は、私自身は非常に難しいと思っていますが、おそらく一番大きな基準になるものは、彼自身が非常に独断的で、国際的基準を無視して、宇佐美さんもいろいろ提案されているように、本来だったら、例えばT型はうつらないよということが国際的に言われているときにも、絶対全員だという判断をした間違いとか、その辺から検証していくことで、正しい判断が出てくるかなと思っています。そういう話になりますと、私自身で一人でほんとうにやれるかという問題については、ちょっと自信がありませんが、とりあえずはそういうやり方でスタートしたいと思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

並里さん、いかがですか。よろしいですか、分担。

【並里委員】 四番のところが今度の仕事だと、現場にいるということの利点からも、きょうまた進捗状況で報告させてもらいますけれども、よろしいかと思えます。

【金平座長】 きょうご出席の方は、窪田委員も初めて私はここでお目にかかっていますが、窪田委員もよろしゅうございますか、福祉の関係のところ。

【窪田委員】 福祉とだけは承っております。

【金平座長】 それから丸井委員、いかがでしょうか。

【丸井委員】 異存ありません。

【金平座長】 そうすると、きょうご欠席の方を除きますと、岡田委員もよろしいんですね。

【岡田委員】 先ほど藤野さんが言われた比較ということは、当然、僕の場合は国際などということわかりませんが、精神疾患とハンセン病の患者さんの比較ということですか。

【金平座長】　そこを明確にさせていただきました。

それから、文壇のところは、証委員から落としてはいけないということでしたので、また今後いろいろとお話、人の問題を含めてご検討いただけたらと思います。

【藤野委員】　今の岡田さんの説明を受けると、七の「ハンセン病、精神疾患患者についての比較法制処遇史」というのを入れましたが、これは七には入りませんね。これ、国際比較なので。そうしますと、むしろ今のテーマは四の「」で一緒に論じていただくということでもよろしいでしょうか。

【岡田委員】　四の「」のほうは、どこまでできるかですね。結局、療養所の中で精神疾患の治療がどの程度行われたかということで、ちょっと違うと思います。

【藤野委員】　そうしますと、四の「」として、この中でもう一つ……。

【岡田委員】　そうかもしれません。

【藤野委員】　じゃ、今の「ハンセン病、精神疾患患者についての比較法制処遇史」、七の「」を四の「」に入れるということで、仮に案を修正いたします。それでご検討ください。

【金平座長】　そうですね。仮置きとでもいうんでしょうか、何かそうして……。

【岡田委員】　そういったところは、でき上がったところを見て、またどこに入れるかお決めくださって結構です。

【金平座長】　それから、マスコミというところについて、藤野さんのほうからご提案がちょっとございました。このマスコミというのは、一応、能登さんがご担当と……。

【藤野委員】　マスコミはまだ未定だった。能登さんは文学のほうだけだったんです。

【金平座長】　そうすると、こころの「」のところは、今ちょっとジャーナリストの方もいらっしゃるのということがありますが、何かこころの「」からご意見ございますか。結論的なことでなくて結構ですけども、ちょっと考え方も。

【藤森委員】　藤森といいます。たしか、もとのマスメディアと文壇が能登さんという分担でした。能登さん一人じゃ大変かなということで、お手伝いできる範囲のことをしましょうかというふうになんと言ったこともあるんですが……。

【金平座長】　はい、確かにおっしゃったと思いました。

【藤野委員】　能登さんが、状態がまだ未定の段階でした。一応、難しいということですね。

【宇佐美委員】　先生、よろしくお願ひします。

【藤野委員】　そうしたら、責任は感じております。ただ、例えば私について言います

と、その問題をきちんとやらなきゃいけないということは、全く同じ意見ですが、力の問題で、学問的な検証可能な形でのきちんとした資料の扱い方とか、そういうものについて私は素人です。ですから、自分なりのこうこうこうかなというのはある程度やれるかなという気もしないではないんですが、もちろん膨大なことでしょうし、資料の集め方や資料の扱いというところにおいて、学問的素養みたいなものはございませんので、適当かどうか、お聞きして今迷っております。

【宇佐美委員】 頑張ってください。

【金平座長】 ほかのマスコミの関係の方、この際、何かご意見……。

【宮田委員】 私も同じような考え方なんですけれども、できれば、特にマスメディアに関して、検証という形での作業が今まであまりなされてきていないということもあって、できればメディアを研究している方が入っていただくと、私どもも、お手伝いという大変ですが、「じゃ、こういうのをやってくれ」とかというようなことは、かなり貢献できるかなと思うんですけれども、ふだん次から次へと起きていく現象に対応していることにはかなりならされているメディアの人間としては、検証をおまえがやれと言われると、全部自分でやるのは引き受け切れるかなと、それ、ちょっと自信のないところがあるんで、どなたか、羅針盤でも何でもいいんですけれども、きちんと「これは間違っていないよ」とか、「こういうやり方はどうだ」とか、せめてそのぐらいでもやってくれる人が、だれが芯になって研究者の中でいらっしやると、加わりやすいのかなと思いますけれども。

【鈴木委員】 マスコミの責任、非常に重い。それで、我々、例えば一つのメディアで、自分の会社であるならば、かなり……。まあ、どこまでできるかわかりませんが、できれば検証してみたいなと思う節もあります。しかし、横断的に見ないと、例えば読売がどうだ、朝日がどうだ、毎日がどうだとやったところで全く……。横断的に、例えばこの時代で、こうあったときに各社どうだったのかなみたいな形で検証していく、それは法曹界もそうだし、厚生省もそうだし、それから、まさに療養所もそうだし、その横断的な一つの場面としてマスコミは、その時代どう動いたのかなという意味で検証していくことは意味があると思うんです。

ただし、そこで大事なものは、横断的に見る物差しみたいなものが絶対に必要だと思うんです。それは、正直言うと、宮田さんがおっしゃったこともさることながら、今回の起草委員会の中で幾つか出ているテーマそのものがそうだと思うんです。例えば宇佐美さんがやっている場面で幾つかありますけれども、ローマのマルタ騎士会議であったのに、な

ぜ何も転換されなかったのか。こういうのを検証するのも、個人がこう思うとか、いうのでは検証にならない。このときに厚生省はどう動いたのか、報道機関はどう動いたのか、法曹界はどう動いたのか、一般の人たちはどう見ていたのか、文壇はどう見ていたのか、それをできるだけ、推測じゃなくて残っているもの、それから、もしかして生存されている方、いろんな人たちの話をもとにしてやらないと、検証の意味がないと。そういう意味では、もうちょっと物差しみたいなものをしっかりとつくらないと、一人一人の自分の感想を並べていったところで、せっかくの意義のある検証にはならないというふうに思っています。

したがって、報道に関してももちろん検証しなきゃいけないと思うけれども、そのためには横断的な、もうちょっとやり方を考えて、どの場面を切っていくのかみたいなのをそれぞれ横のつながりでやっていく必要、つまり前から言っているとおり、厚生省がこのときどう動いたのかというのも極めて大きいことだと思うけれども、一つ一つ検証していくのに、今やっていけることとすれば、当時の資料とか、そんなものを見ていく、それでしかないのかもしれないけれども、それよりも、この間から提案されているあの方の話を聞く、その方は覚えてなくても、その方はだれかから話を聞いている可能性もあるわけですね。そんなことをやってたどっていかないと、検証にはならないと思うんです。その中の一つとして報道機関があっていいと思うし、もちろんなきゃいけないと思うし、そんな形で、自分の感想を、例えば幾つか並べたところで、それは少なくとも公平な検証にはならないと思うんです。

【金平座長】 ありがとうございました。

もう一人いらっしゃるので、三木委員も一言。

【三木委員】 三木です。当初、能登さんが文壇と一緒にご研究くださるということで、お手伝いできることないかというふうに思っていましたし、メディアの責任というのは、この委員にさせていただいてからも実際にあちこちで耳にしていることなので、何としても検証しなきゃいけないテーマだとは思ってまいりました。それで、たまたま4社から委員が出ているわけで、これ、新聞の資料の収集というのは、自社のものについては集めやすいが、よそのものは集めにくいというような事情もありましょうし、それぞれが分担してお手伝いする面は多分にあるんだろうというふうに考えておりました。

それからもう一つ、この会議が中間報告なり最終報告をまとめたときに、自社の行ってきた報道の責任といったものに対する検証というのは、会議とは別に社内的にも僕たちは

担っていかなければいけないだろうという認識を持っておりましたので、何らかの形で書かせていただきたいという思いは多分にあるんですが、先ほども前のお三方もそれぞれの形でおっしゃっていたように、研究者ではないという、よく「ジャーナリズムというのはアカデミズムの反対語だ」と言われるほどで、日々のものに対する対応力はあっても、どうやって研究物としてオーソライズしていくかという力が多分に欠けているのではないかと自覚しておりますので、何かチューターの方がいてご指示いただくと、極めて加わりやすいんじゃないかという気がしております。

【内田副座長】 今マスコミの方からご意見いただいたんですけれども、まとめさせていただきますと、積極的にかかわりたいけれども、そのかかわり方について少し指針のようなものを提示してほしいと。それを受けて積極的にかかわっていききたいというご意見だろうと思います。これはマスコミだけの問題だけではなくて、法曹という問題もございまして、例えば法学会がどういう形でという法学会の総括の問題、あるいは法曹界の総括の問題というようなことで、検証会議に弁護士の先生方いらっしゃいますけれども、その先生方がかかわっていただくときも、やはり同じような問題が出てこようかと思っておりますので、検討会の起草委員会、検証会議の起草委員会、それぞれでかかわっていただくようなかかわり方についての少しメモ的なものをそれぞれ用意させていただいて、それをキャッチボールさせていただく。それからまたマスコミの方々、あるいは弁護士の先生方に、それについてどうかというような、そういう形で進めさせていただくということでどうかと思っておりますけれども、藤野先生、いかがでしょうか。起草委員会として、この問題の進め方の問題ですけど。

【藤野委員】 ジャーナリズムとアカデミズムは違うというのは逃げ口上でしかないと思います。責任を感じるというふうにおっしゃりながら、でも自分たちは研究者じゃないからというふうに言われてしまうと、じゃ、責任をどう果たすのかなと思います。これは全員で議論する問題でありますので、皆さんが書かれたものが即原稿になって、報告書に載るわけじゃございませんので、みんなで議論し、また補い合っていくわけですので、そういうジャーナリズムとアカデミズムは違うということではなくて、ジャーナリズムの目から見た検証を展開していただきたいと思っておりますので、できれば検証会議の委員をなさっている4人のジャーナリストの方に、基本的な原案をお願いしたいと私は思います。その上で我々がそれについてあれこれ補足、修正をしたり、議論をして内容を深めていきたいと思っておりますけれども、原案は、やはり当事者の方たちがお書きになるのが一番いいんでは

ないかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

【金平座長】 弐委員、どうぞ。

【弐委員】 私、大変不満です。検証会議に、それではマスメディアの代表としてどういう責任を果たすために出席されているのかということまで考えざるを得ません。実際にハンセン病問題に関しては、マスメディアが患者をたたき続けてきたことは事実です。新聞報道で患者を犯罪者のように報道し続けてきた、その歴史があります。このことはほかおかぶりしていいのでしょうか。検証会議という性格からいえば、そういうこともきちんと報道関係者として検証されるべきじゃないでしょうか。例えば何々の事件があった。こういうことがあった。それに法曹界はどう対応したか、そしてマスメディアはどう対応したか、そのぐらいの検証義務でいいのでしょうか。私は今、話を聞いていて、それじゃ皆さんどう思うかでこの検証会議に参加されているのかという疑問を持たざるを得ませんでした。ぜひ勇を鼓して、今までハンセン病の患者たちを犯罪者のように扱い続けてきた報道の責任をきちっと検証していただきたい、このことを改めてお願いしておきます。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、今のはご要望でございます、私は先ほどからマスコミ関係の方も責任を感じながらのご発言だったと思いますので、一応この問題は打ち切りたいと思います。

あと、魯さん、何かございますか。

【魯委員】 特にございません。

【金平座長】 それでは、藤野さん、ここでもう決めちゃいたいと一番最初におっしゃいましたけれども、これはちょっと無理で、一応きょうはご意見を聞いていただいて、それを持ち帰って、もう一回検討会議なり検証会議の起草委員のほうとすり合わせ、キャッチボールとおっしゃいましたけれども、それをしながらもう一回、きょうの意見も踏まえてまとめていただけませんか。

【藤野委員】 ただ、中間報告書の期日があるので、早く皆様に執筆にとりかかっていたきたいということですので、きょう可能な限り決めてもらってということで結構ですけれども。

【金平座長】 一応、私、ご発言ない方にも、ここに書かれている方にお伺いしましたけれども、結構だということでございますので、この中身をどこまでほかの領域とすり合わせるか、こんなのはまだこれから先でいいと思いますけれども、きょう藤野さんのご提案をほとんどの方ご了解ということでございますので、それでよろしゅうございますね。

そういうことのようにございます。マスコミについては筋さんから強いご要望があったということもつけ加えながら、一応マスコミの関係の方もこれで先に進めさせていただいてよろしいですか。

【藤野委員】 きょう、執筆の担当までは、もちろん未定の部分が残ってもやむを得ないと思うんですけども、構成だけは、こういうテーマでいいかどうかということだけは、できればきょう中に皆さんのご合意をいただきたいと思っています。執筆はまだ多少残っても、これからだと思いますけど。

【金平座長】 じゃ、きょう中にというのじゃなくて、第1の議題を1時間半とろうと思って、大体1時間半とったのでございます。一応これでこの構成で、少し深めていただく、整理していただくものは整理していただくということでよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

【藤森委員】 マスメディアについては、また少し相談した上で、後で言えるかと思っています。一般的な質問なんですけど、七「日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較」、これの項目立てでの、ちょっと一つ、念のための確認なんですけど、でノルウェー、アメリカ、インドネシア、ミャンマー云々というふうにございます。で疫学的国際比較とございます。私の、不勉強でございますが、特に日本におけるあれは、一等国としての体面ということが背景として大きい意味を持ってきたというふうに理解しております。そうであるとすれば、当時の、例えば英仏とか、そういうところの例は、こので拾われるのでしょうか。もしの個別事例があればと、ノルウェーだけでヨーロッパは終わりというのは、ちょっとまずいんじゃないかという意味です。

【藤野委員】 このことについては、まだどこの国まで対象するかについては、「等」とごまかしたように確定しておりません。これまでの検討会の議論の中で、外国の事例として出てきたものとして挙げたのが、このノルウェー、アメリカ、インドネシア、ミャンマー、バングラディッシュなんですね。ですから、フランスとかイギリスはどうなのか、そういうのと日本をどう比べるかというご議論もあるならば、それもまた考えておこうと思います。まだこの国名については特定ではないので、今後の検討会で研究する中で、多少、国の対象地域は変わるかもしれません。ですから、今のご意見も十分に拝聴しまして、今後フランスがどうかとか、できるならば反映していきたいと思っております。

【金平座長】 ありがとうございます。

ごめんなさい。訓覇さん、何も伺わなかったけれども、いいですか。

それでは、光石委員。

【光石委員】 検証会議の光石です。立法・政策の検討という一と、医学・医療の歴史云々、四、五との関係ですが、こういうふうに分けますと、政策をする人たちのいろいろな経過とか責任というようなことが一で書かれて、四、五では医学界のいろいろなことが書かれる。そうすると、相互のもたれ合いみたいなこととか、あるいは相互がどういうふうに相談し合っているといいですか、いわゆるインタラクションが、これでいくと、するっと抜け落ちてしまいやしないかと心配をしているんですが、この点はどういうふうになるんですか。

【藤野委員】 今の問題は私が全部カバーします。

【光石委員】 そうですか。

【藤野委員】 大丈夫です。

【光石委員】 そうすると、それは一の政策のところ、医学界がどういうふうに協力したとか、そういうことをおやりになると。

【藤野委員】 ええ、こちらで全部カバーできます。

【光石委員】 わかりました。

【金平座長】 それでは、ただいま申しましたように、一応この議論はこれでおしまいにしたいと思います。藤野委員、どうもご苦労さまでございました。先ほど申しましたように、きょうここで出た意見なども踏まえまして、もう一度整理していただいて、これは岡田委員も先ほどおっしゃいましたようになるべく早く、もう一回みんなに返したらいかかかと思えます。事務局とも相談いたしますけれども、藤野委員、井上先生とご相談の上、よろしく願いいたします。

それでは、本日まだ重要なことがございまして、いよいよ我々のほうの検証も次の段階に入っておりますので、ご用意いただきました検討会のメンバーからのご発表をいただきたいと思えますので、一回ここで、15分と言いたいですけれども、10分でもよろしいでしょうか、休憩をとりたいと思えます。それから、各委員のご発表を伺って、その後で訓覇さんから、調査班の聞き取り調査を全園で始めておりますので、この状況報告をしていただきたいと思えます。ここで10分休憩いたします。ありがとうございました。

(休 憩)

【金平座長】 よろしいでしょうか。先ほど藤野委員からお話もございましたが、これからいよいよ検証の中身に入っていくということで、先にまとめ方のほうをきょうは取り上げましたけれども、各委員のほうからペーパーをお願いしております。それで、きょう、とりあえずこのペーパーを出していただいた委員で、ご出席の委員の方たちに、10分足らずなんです、ペーパーは出ておりますから、このペーパーを読み上げる形ではなくて、ここが自分がやろうとしているところ、またここが今問題というふうなところでしょうか、お話しただけるとありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

大変申しわけないんですけれども、どなたのものを長く、どなたのものを短くとできませんので、こここのところは公平のあれで、大体同じ時間ぐらいで切らせていただきますが、よろしゅうございましょうか。そうすると、お顔があれしましたけれども、丸井先生のところからでよろしいでしょうか。

【丸井委員】 先ほどの起草委員会のほうからつくっていただいたプランの順番とはちょっと違いますけれども、私、丸井から始めさせていただきます。

遅れましたので、本日、茶色の封筒の中に資料が入っておりますので、ごらんいただきたいと思います。先ほど藤野さんからご紹介いただいた全体のプランの中の一の3の というところになります。「GHQのハンセン病認識と政策」ということで、GHQの文書を少し解読しようということを始めました。現在のところ、本日の封筒の中に入っているものですが、大分医科大学医学部助教授の杉田先生に協力をしていただいて、関係資料を今少し読み解いているところです。

これは、ご存じの方、多いと思いますけれども、もともとGHQが日本から引き揚げるときに持って帰った資料をアメリカの公文書館にすべて入れられていて、それを国立国会図書館が、今から20年から10年前ぐらいにかけてすべてマイクロフィッシュにしまして、そして現在、国立国会図書館の憲政資料室にマイクロフィッシュの形であります。現物は、もちろん今でもアメリカの公文書館に保存されています。これを、さまざまな研究者が使いまして、当時の日本の、もちろん政治、経済をはじめとしてさまざまな分野で研究しておりますけれども、保健・医療関係は非常に遅れていまして、全体的なカタログ化が全くできていません。それぞれの研究者が、自分の必要そうな部分だけをつまみ食いするような形になっております。

それで、資料はどうなっているかといいますと、イメージとしては、GHQのオフィスのすべてのファイルボックスを段ボールに入れまして、GHQが日本から帰るときですが、

そしてその段ボールに入れて、ちょうど我々の引っ越しと同じです。段ボールに入れまして、これは衣類であるとか、本、何々関係とかと書きます。そういうふうに入れたものについて、そのリストをつくりました。それが SHIPPING リストと呼ばれるもので、それで番号と中身を一応対照させたというものです。

そして、GHQ の資料は、そういうわけですので、さまざまなセクションのものがありまして、保健・医療関係だけでも、これは PHW (Public Health and Welfare) というセクションですけれども、ですから毎日の日常のデイリーログ、きょうこういうことがあったというファイルがあったり、あるいは出来事単位で、今回のでいいますとハンセン病関係、そういう形でおさめられているファイル、さまざまあります。それで、当時のことですので、英文タイプを 4 枚、5 枚カーボン紙で重ねて打っていて、そして、それを幾つかのファイルに分けて入れるということで、それを最後、先ほどの引っ越し段ボールでアメリカへ持って行って、それがいまだにそのままあるということで、研究者は、この SHIPPING リストを見て大体見当をつける、あるいは日にち順のオフィスのほうのものを見る。そうすると、場合によると同じものが、当然ですけれども、重複して入っているということになります。

そういうようなわけで、全体像がどうなっているか、今まだ保健・医療関係はわからないままになっていまして、その中でその SHIPPING リストをめくりまして、日にち順も、デイリーログ、あるいはウィークリーログというようなものがあるので、それもやればよいのですけれども、今回はまずタイトルで近そうなものということで、GHQ 文書 (マイクロフィッシュ) の中で、先ほどの SHIPPING リスト、引っ越しのリストですけれども、その中でハンセン病関係ということでタイトルがついている箱に入っていたものをマイクロフィッシュにしたという、それがございまして、それがハンセン病関係の資料で PHW というそのセクションですが、保健衛生福祉部、そこの 0 4 2 1 7 から 0 4 2 2 4 というマイクロフィッシュになります。これが、合計、大した数ではないんですが、8 枚のマイクロフィッシュですけれども、この中に、場面としては 6 4 1 枚入っておりまして、これを普通のコピーにしますと、A 4 のコピーで 6 4 1 枚になるというものです。

そういうわけで、これをすべて 6 4 1 枚、文書に焼き付けて、それを今テキストファイルにして、検索をしていこうということで、今ようやく分類だけを済ませたところです。それで、分類しますと、1 枚目にありますように全体 6 4 1 枚の中で、英文のものと和文のものがございまして。英文のものは、さまざまな折に書かれたメモ、それから、当時の

部長でありましたサムズ准将が出した手紙、あるいは受け取った手紙、ハンセン病に関連する英語の論文等々がありました。それで、これが317枚。それともう一つは、日本の資料として、これがすべてとは思えない。ほかの箱にもおそらく入っているんですが、沖繩の愛楽園、「愛楽誌」のコピーが184枚、そしてまたハンセン病に関する日本語の論文、これは医学関係のほうの仕事と重複するものと思いますが、論文が92枚分ある。つまり92ページ分あるということです。そのほか日本語の文書がありまして、和文の文書が284枚、そのような形で段ボールに入っていたということになります。

それで、その内訳を、やや分量が多いので迷ったんですが、一応コピーをしていただきました。非常に雑多に入っておりまして、先ほど来何度も繰り返しておりますように、引っ越しのために段ボールにただ入れたというものなので、必ずしも順序立っているわけはありませんので、一つ一つを読んでいくということで、もともとカーボンコピーの上に、それをまたマイクロフィッシュ化してありますので、判読がなかなか大変です。それで、実際には連合軍司令部の保健衛生福祉部がどのような政策を考えて、どのように指示を出したかというような記録用の覚書、いわゆるメモランダムはこの中にあまりありません。それで、あまり収穫はないかなとも少し思っておりますけれども、先ほどお話ししましたように手紙類なども入っておりますので、さまざまな折に出したり受け取ったりした手紙をもう少し丹念に読んでいきまして、事務文書をもう一度読み直すことで少し進むのではないかというふうに思っております。

というわけで、何枚かめくっていただきますと、日本語の論文というようなものもありますし、医学関係の先生方のほうで名前を見ていただいて、この種類の論文だというようなものもあるかと思えます。またずっとめくっていきますと、先ほどお話ししましたように後ろのほうに日本語の資料が大分ありまして、これがほかのところでも、愛楽園でそのまま残っているものなのか、あるいはここだけに残っているものかというようなことも、またこの後ご紹介できるのではないかと考えています。

というわけで、今までのところそういうわけでした、たくさんの資料を抱えて、それを解読し始めたというところですので、すぐにまだゴールには届きませんが、進行状況をご説明させていただきました。

【金平座長】 ありがとうございます。

何かすごいものをやっぴらっしゃるという感じで、これからいろいろと。まずは探し出して、それからいろんな関係づけなさってくださいさるんだと思います。

何かご質問なければ、次々いきたいと思うけれども、全員の方の発表を聞きたいので。
じゃ、お一人だけね。

【藤野委員】 これは、ファイルは「Leprosy in Japan」の内容ですか。

【丸井委員】 そうですね。

【藤野委員】 それの全部ですよ、あれに入っているのは。

【丸井委員】 全部というのは、そういうふうに分類されて入っていたものというもので、おそらく今までの経験からいきますと、ほかの箱にまじって入っていると、あるいは先ほど言いましたように、毎日の記録、あるいはウィークリーの記録があって、だれが来て、どんな話をしていたかというような記録がありまして、実はそれがいろんな面で、関係者が来て、これについて話していったと。そのときの日本人の名前が全部わかるような、そういうものもありますので、それは全く別の箱に事務文書として、秘書の方の全部の記録というような形で残っていたりするので、実際のところ、手紙とか文書というのはかなりあちこちに散らばっているんですが、これは、先ほどのように「ハンセン病」と書いてあった箱の中、まずとりあえずそのところから見えています。

【藤野委員】 多分全部は、この3倍ぐらいあると思います。

【丸井委員】 だろうと思います。

【藤野委員】 頑張ってください。

【丸井委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 ほかの方もご質問あるかもしれませんが、それぞれの方がおやりになっていらっしゃることを、きょう一応、皆さんここに出していただいて、この場で確かめなかった分は、また個人的にいろいろと情報を交換していただければと思います。とりあえずきょう全員のお話を伺いたいと思います。丸井さん、ありがとうございました。

並里さんには、1回時間かけてご発表いただきましたけれども、きょうこのペーパーで出していただいたところを中心にちょっと.....。

【並里委員】 そうですね。きょうお渡しした分だけ。

きちんとした形でゴー・サインが出たのが、ちょうど1カ月とちょっとぐらい前だと思っております。8月上旬だと思っています。ですから、そのころから始めたデータでこれだけできたということなんですけれども、ご連絡いただきましたように、私どもの検証会議として投げかけた各療養所、私たちが請求する公開資料の届きぐあいが、非常に反応が悪かったということで、楽泉園から「そうしたら、そちらからどうぞ」というふうなご提

案を受けて、それで始めました。

ここに書いてありますが、園を挙げて取り組んでおります。そういう協力を得ております。請求したものを順番に簡単に、飛ばし飛ばしながらでも読み上げていきますと、1番の「職種別職員数」とか、それに関する中身の内容なんですけど、こういうものが昭和8年、うちの園のできた直後から、昭和7年にできておりますけれども、8年以降のものが用意しつつあります。整理しております。

次には「年代別在園者数」。これも、記念誌とか、ほかの残されております資料をもとにしまして、まず大体できるかなというふうに思っております。ただ、職種別の中の医療職の1の中の細かい分類は、かなり近年にならないと、例えば創立50周年以降ぐらいでないといけないということがあります。全体の人数は把握できます。それから入園者調べ、2番のほうなんですけれども、これも、うちは2回ほど大きな火事を受けておまして、相当消失しているんですけれども、それでもこれだけのものが出ます。一々読みませんけれども、相当初期のものから現在に至るまで、いろいろかき集めて整理中です。調査中ではなくて、もう既に整理中と申し上げます。

それから、3番の「死亡記録」、これは非常に大事だと思っております。これは「国費収容死亡者名簿」があることがわかりまして、これで大体全部出ることがわかりましたが、非常に詳細なものとなりますと、やはり全部はそろいません。ただ、うちは、ほかのところと違まして解剖例がほとんどなかった、非常に少なかつたらしいんですね。ほとんどなかったということで、それはないんですけれども、死亡診断書になりますと、これはかなり正確なものになってきます。死因についてかなり正確なものになってきますが、まだはっきりこの年代とちょっと言い切れないところ、もっと古いものが出てくるかもしれないというので、30年代は今把握しておりますが、そこら辺から、死亡したときの診断名まで含めて提出できます。今整理中です。それから、「結果」のほうでクエスチョンマークが1つありますが、これも30年代からのものがあります。

4番目の「ハンセン病の診療について」、これも非常に大切な私の仕事のひとつであると思っております。障害度とか、視力障害も含めましてなんですけれども、記念誌から拾いだしたものがどのぐらいまでできるかちょっとわかりませんが、古くからは、戦後間もなくぐらい、30年代ぐらいになるのかもしれない。そこら辺から以降のものがあります。これは、近年についても非常に大事なデータだと思っております。ほかの療養所との比較ということもありまして、過去20年、30年と非常に新しいと思われるかもしれませんが、

療養所の中の活動を見るためには非常に大切だと思いますので、20年、30年ぐらいのさかのぼり方はどこの療養所でもできるはずですし、そういうものも非常に大切な資料だと思っております。

それから、3)の「病型別の菌検査、菌陽性者の推移」、これはどこの療養所にもあるはずです。我が園にももちろんございます。これも今整理しております。

それから、4)の「化学療法の実態」なんですけれども、これはプロミンについての、ページめくっていただいて、ここに私は「資料なし」と書きましたが、これは間違いでして、これに提出したのが5月9日なんですけれども、その翌日か翌々日ぐらいにこれはできるということがわかりまして、看護部の全面的な協力を得ることになっております。ちょっと時間がかかりますけれども、プロミンの非常に早期から、化学療法の始まりから、うちはおそらく出せると思っております。

それから、5番目、これも療養所としての医療、患者さんたちをそこに閉じ込めたといえますか、そこでしか医療が受けられなかった現状を考えると、そこでどのくらい一般健康管理をされていたのかというのは非常に重大な問題だと思いますが、ただ、これは古くにはなかなかさかのぼりにということがわかりました。ですが、これも先ほど言いましたように20年、30年のさかのぼり方ならかなりの療養所はできるはずで、もちろん当園でも20年ぐらいは十分さかのぼれると思いますが、可能な限りさかのぼった近年のものも非常に大事なデータとして出したいと思っております。

あとは、6番になりますと、1) 2) 3) 4) 5) 6) 各セクションでの活動ということになりますが、これは療養所によってかなり違ってくると思います。うちに出せるものは、これぐらいのもので、あまり古くはさかのぼれません。昭和50年代ぐらいしかできないかなという感じがしますけれども、記念誌の中に、うんと古いところで、飛び飛びの情報はお出しできるのかなと思っております。

それから、私どもが検証会議としてお願いした請求以外にでも、各園によってこういうものがありますよというのがあるはずなんです。これはそのうちの一つの例なんですけれども、番号を振らないで一番最後に書いておりますのが、〈上記以外に得られた資料〉としまして、うちが保育所が附属してありまして、そのデータがあることがわかりまして、これも園として協力をいただいております、全面的に全部その資料は、非常に少ないですけれども、私は得ました。だから、これも整理して発表させていただきます。

ざっと大急ぎで報告しましたように、1カ月半ぐらいの間なんですけれども、園を挙げ

での協力が得られると、これぐらい出せるということをちょっと見ていただきたいと思います。私どもが請求しておりますのは、私と会議としてですけれども、出せるものを要求しておりますので、多少の負担はかかると思いますし、ご協力を得ないといけない部分はたくさんあるとは思いますが、改めて検証会議の意味を考えていただきますと、こういうものを出して、皆さんで過去を検証するんだという立場をとれるためには、協力をいただける内容ですし、協力いただかないといけないことだと思っております。

それから、これ以外に療養所外のクリニックでの請求を、私、出させていただいておりますが、それも先ほどちょっと相談を受けたんですけれども、まずリストアップしていただいていることから、ハンセン病研究センターも含めまして始めたいと思いますし、リストアップいただいた次のステップを私どもさせていただくためには、お願いした分の、こんなものは出せますというリストアップだけでもいただきたいと思っています。これは13園のうちの一つとして楽泉園を出しましたけれども、あと12園のご協力といいますが、これはほんとうに我々みんなの仕事だと考えてぜひご協力、早急のご協力をいただきたいと思っております。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

じゃ、笈委員。

【笈委員】 先生、大変細かく調査されていますが、このことをご存じでしょうか。現在、栗生楽泉園の納骨堂に千八百有余の者たちが名簿として入っています。なぜ名簿かという、実際に骨がない数があるんです。数百に及んでいます。なぜそういうことが起こったかという、栗生楽泉園の納骨堂は昭和23年にできました。創立は昭和7年ですから、昭和7年から23年までの間に死亡した者の遺骨はどう扱われたか。それは宗教団体なんかがありますから、そういうところで預かったものもあります。施設の中にお通夜堂というのがあって、そこへ預かったものもありました。しかし多くは、今ある天理教の教会の、あの土手に穴を掘って、そこへ遺骨を入れていた。土手に穴を掘って室をつくって、そこへ遺骨を入れていた。当然、土砂崩れや何かが起きて、現在のようにマジックインクや何かで骨壺に氏名や死亡年月日を書いていたわけじゃない。墨で書いていた。だから、それが消えてしまう。同時に、骨も、この室の中での土砂崩れで骨壺が壊れて、だれの骨だかもわからなくなる。それを現在の納骨堂の中をいうと、骨壺が一つ一つ陳列されています。で、残骨をどう処理しているかという、納骨堂の中に井戸があって、そこへ残骨を入れて葬っています。結局、名前がわからない、もう壊れてしまって他の骨と一緒にな

ってしまって、何だかわからなくなった数百の骨は、そこへ入れたんです。つまり今、もし遺族がこのお骨を引き取りに来る、そういうことが起こったら、栗生楽泉園の納骨堂には、名簿はあるが骨壺のないという実態があるわけです。

それだけじゃなくて、確かに全部遺族が持ち帰ったお骨もあると思います。けど多くはありません。少数はあったでしょう。ただ、それについての記録もない。私が調べた限りでは全くあいまい。だから、遺骨になった後の処理がものすごくずさんであり、しかも記録もあいまいである。これはどういうふうにし開きするのかと、私、ほんとうにこの問題は大きいな、重大だなと思います。死んだ後の管理も不十分なままで終わっている。しかも、名簿だけで、骨はなぜないのか、そのことを究明できないでいる。このことをぜひご調査いただきたいと思いますが、いかがですか。

【並里委員】 医療・医学ばかり頭にあって、死後のというのに、確かに私自身は足りなかったと思っております。それで、私の分野に入れるべきですよ。というか、それぞれ園によって相当違うと思いますので、これの管理についてはどうなっているかという質問を一つ入れるべきです、ということになりますでしょうか。それ、私、今まで気づかなかった部分ですが、皆さんのご意見いかがでしょうか。医療・医学の中でこれをやるのが適切と思われませんか。

【金平座長】 これ、藤野さんに伺うのがいいのかな。何かそういうのが今までご検討の中にありましたか。

【藤野委員】 遺骨の問題というのは、どこの園でもほんとうに手厚く扱ってもらってはいないわけですよ。これ、被害実態調査なんかでも多分出てくると思うので、被害実態調査の聞き取りなども踏まえて、こういった問題も扱っていけるのじゃないかなと思っています。

【金平座長】 すぐに医学の中というよりは、そういう問題を一応押さえながら、まず聞き取りの全園の調査をします。研委員、よろしゅうございますね。

【研委員】 はい。

【金平座長】 そういうことは問題提起というふうに伺いました。

それでは、並里さん、ありがとうございます。まだまだ伺いたいことはあるけれども、ちょっと先に進みます。

それでは訓覇委員、どうぞお願いします。

【訓覇委員】 訓覇です。私のほうは、特に我が国の隔離政策の存続をもたらした諸要

因を解明するということのうちの、宗教の責任に関する解明が基本的にテーマになってくると思っております。先ほどの起草委員会から出されましたところでも、そういうふうに位置づけていただいております。

特にそのことを考えていく視点として、一応、私の中では、国家のハンセン病政策に呼応してきた宗教教団の取り組み、そういう実態を明らかにする、そのことが1つです。それから2点目として、らい予防法（新法）制定時における宗教教団、宗教者の態度はどのようなことであったのか。あと、小笠原登の業績、小笠原登が僧侶であったということがありますので、宗教的視点から小笠原登の業績についての検証も一応視野には入れておりますが、時間的なこともありますので、そこまで踏み込めるかどうか、現時点ではまだ私のところでは手がつけられておりません。したがって、1と2の部分、今申しました2つにつきまして中心に考えていきたいと思っているんですけども、特に国家のハンセン病政策に呼応する宗教教団の取り組みということに関しましては、例えば衞委員がご著書の中でも、ほんとうに嫌だった、苦痛だったこととして、園の中での僧侶の説教というようなこともお書きになっているように、宗教者としてみたら善意といいますか、自分たちの宗教活動ということで療養所の中に入っていったにもかかわらず、そのことが入所者の方たちにとってどういう意味を結果的に持ってきたのかということは、今さまざまな形で問題提起がされております。

したがって、1点は国家政策を補完する役割として宗教教団が果たしてきた取り組みの実態ということなんですけど、方法としましては、教団側、あるいは療養所の中に残っている、そういう教団が果たしてきた役割を示す資料をできるだけ丁寧に読み取っていくということ、それからもう一点は、現在入所されている方を中心にできるだけ聞き取りを行って、宗教がどのような影響をお一人お一人の中に与えたのかということを読み取っていく、その2点から今の課題をはっきりさせていきたいと思っております。

現在、調査の進捗状況としましては、教団側、園側に残っている宗教教団が園の中でしてきたことの資料の読み取りということに着手している段階です。

そのことを考えていく中で、これは先ほども出ておりましたが、特に天皇制の問題との関係を外して考えられないというのが1つあります。特に、実際に自分たちの教団がハンセン病問題に対する取り組みのための団体をつくったというのは、一応ははっきりと資料として出てきているのは、キリスト教M T Lと真宗大谷派光明会がはっきりとしているんですけども、特に真宗大谷派光明会に関しては、皇室とのつながりを外しては考えられな

い実態があります。光明会という名前からして、これは何も宗教用語ということではなく、光明皇后の「光明」からとっているということもありますし、また、東西両本願寺が療養所の中で非常に存在価値を持っていたということも、西本願寺においては大正天皇と直接的な姻戚関係を門主が持ち、東本願寺においては昭和天皇と直接する、今の平成天皇と現在の大谷派の門主はいとこ同士である、そういうことで、そのまま存在自体が皇室の恩の強調ということとリンクさせて存在できた。そういうような事柄を宗教教団側からの解明として一つ丁寧に見ていきたいと思っております。

あと、現在の課題としては、宇佐美委員いらっしゃいますけれども、これは結果的に宗教に深くかかわられている人ほど、国賠訴訟等に対して慎重になられているという現状があります。そのあたりのことが因果関係があるのかないのか、そのあたりも、特に戦後の宗教者が果たした役割というようなところで解明できたらと思っております。

全体として、どうしても宗教ということが被害実態というようなところで扱いにくいというか、そういうようなことがあります。どうして宗教が、「被害」という言葉の中で考える要素になるのかということが非常に難しい、国賠訴訟等の中でも課題として取り上げにくかった課題だと思います。実際に私も調査班としてかかわっております被害実態調査においても、いろんな論議をしていただいたんですが、結果的に宗教に関する質問は、さまざまな観点から難しいということになりました。しかし、人間の尊厳に目覚めていく奇縁になるはずの宗教が、実は人間の尊厳に覆いをかぶせていくことに大きな役割を果たした、これは、先ほど筋さんが言われた、「犯罪だ」という言葉もありましたが、そういうことにつながる大きな結果、役割を果たしてしまったんだと思います。そういうことを自分たちのしてきたことの解明として、特に今言った2つの団体の行為を中心に解明していきたい。

ただ、一方で、そのことが入所者の人たちの中でいろんな役割を果たしたことも事実です。そのあたりは、こちらが一方的なところだけで結果を拾い出すのではなくて、一方で丁寧な聞き取りをして、そこで出てきた声は声としてきちんと記録にとどめていく、そのこともしていきたいと思っております。

あらかたそういうところから私の担当の部分、責任を果たさせていただきたいと思いません。以上です。

【金平座長】 ありがとうございました。

ご質問もあるかもしれませんが、よろしいでしょうか。また何かありましたら、後でまいります。

窪田委員、お願いいたします。

【窪田委員】 私は、きょう配っていただいたものに、ほんの少しだけ書きましたけれども、福祉の分野を担当するよにということをしておりまして、この春、4月の末からこちらに参りましたんですけれども、大変遅れて加わりました者として、今まで検証会議と検討会がしておられましたお仕事とその資料を学んで、分担をめぐって考えるということのための時間が入り用でございましたために、ほとんど仕事はこれからということでございます。

福祉というのかなり広くとらえなければならぬいでしょうけれども、社会福祉の福祉事業と言われる世界と、社会福祉関連の学会のそれぞれについて、極めて少ない資料しかないのですけれども、それらを今収集しながら、一方で、社会事業の歴史の研究者たちに、社会事業の歴史全体の中で、この問題をどのように学会として扱ってきたか、あるいはこなかったか、こなかったことの責任の大きさというものが極めて大きいわけですが、それらを拾い出していきたい。したがって、社会事業史の研究者との全体的な見通しの中でハンセン病問題についての扱いと、それから、殊に戦後、昭和30年代に入って日本社会福祉学会がつくられるわけですが、そのときごく少数、ハンセン病の研究者がこれに加わっておりますので、そのつながりと、そしてそこにどのような課題が生まれたか。それから、一時期療養所で社会福祉、「福祉課」といったような名前だったり、「相談」という名前であったり、置かれていた人たちのヒアリングといったもの、具体的には全体としてとらえるものと、今行われております調査とのかかわりの中で出てくる資料などを手がかりに、さらに個別の療養所に伺いながら調査をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、完全に人間を支配するためには、孤立させ、他との関係を絶つことが、心理的にも社会的にも極めて徹底的な、かつ残酷な武器になってくるという、そのメカニズムは、ソーシャルワークの研究の中では随分進められておりますので、そのところに結びつけながら、それぞれの時期における福祉の立場からの発言と、むしろなさなかったことの意味とといいますか、その大きさを明らかにしていくのが責任であろうかというふうに思っております。

民間の福祉と言える、昭和の初期ぐらまでのかなりあいまいな福祉の形で行われた活動も、医療の名のもとに、そのころは「病院」という名称にしなければ認められないという形で医療の中に吸収され、そして療養所に経済的な問題の有無にかかわらず、ただ病氣

であるというだけで隔離する形で、それが切りかわってくる。その中で福祉の活動、福祉的な視点そのものも失われていく過程というのがあるわけですが、その辺を含めまして、具体的にどれだけのことをこれからの時間の中で調べられるかということについて、力不足を感じますけれども、それを進めてまいりたいと思っております。もちろん現在の地域で生活しておられる方々の介護保険の利用とか、そういった問題ももちろん現在の問題としてはあるわけですが、それにかかわっている者たちも若干おりますけれども、そのような人たちを含めて、実際にソーシャルワーカーとして働く人たちの教育の過程の中から含めて、このハンセン病問題がどのように扱われてきているかということをはっきりとすべきであろうと考えております。

具体的にはまだ、本格的にはこれからでございますので、折々にこの会議の中にご報告をして、ご意見を承りたいし、資料なども、お教えいただきましたら学びたいと思っております。

【金平座長】 ありがとうございました。

全く新しい視野から、しかし人間の本質に迫るようなところのご研究になるのかなというふうに承りましたけれども、何か皆さんたちで質問、特にございませんでしょうか。

それでは、ちょっと先に進めたいと思います。ありがとうございました。

岡田委員、お願いいたします。

【岡田委員】 僕は精神科の医者で、もともと精神科の医療史をやっています。去年、日本精神科医療史をまとめて、ですから、僕の第一課題とした比較法制処遇史の精神科のほうのことはすぐにでも書ける。それと、ハンセン病を並べてみたいと思っているわけです。特に精神病、あるいはハンセン病ともに、日本の中で最も差別されてきた者のうめき声みたいなものを描き出したいと思っているんですが、ともかく両方並べてみると、すごく似ているところが多いんですね。一番の点は、新憲法のもとで締めつけがかえって強まったということでしょうし、エピソードをとってみますと、光田さんが活動し始めたのは養育院ですし、今の都立松沢病院の前身も養育院の中にできた精神病室なんですね。また、光田さんというのは、現在、日本精神神経学会となっております精神科医の集まりで座長をしたこともありますし、光田さんについてご存じの方は、お調べの方はご存じでしょうけれども、光田さんの比較的初期の論文が「神経学雑誌」の第7巻に載っている、そういったエピソードみたいなものを取り上げても、両方関連しているところがあったようです。

僕の関心は、1つはそういった法律面、あるいは処遇の面でも、作業療法というのが「療

法」という名前であれされているけれども、使役に、どちらでも使われる。あと、向こうには監禁室があって、こっちには保護室があったとか、そういう点の平行する状況は多分にあります。

もう一つ関心をずっと持っているのは、医療が医療であったかどうかをはかる物差しの一番大きなものは死亡率だと思っています。精神科の病院の中での死亡率がどうだったかというようなことを追ってきていますし、今回いろいろ各園の資料などもいただいたので、両方の死亡率の比較というようなデータもお示しできるだろうと思います。もちろん僕はハンセン病について、今度勉強し始めているわけですし、前から少し関心を持っていましたけれども、特に比較法制処遇史というようなことになると、ハンセン病の面では足りない点もあるだろうと思いますが、それは書き上げたものについて皆様のご指摘、ご助言をいただいて補足していきたいと思っています。

次の問題は、ハンセン病療養所の中で精神科的な治療がどの程度に行われたかということで、これについては比較的親しい人で3人ほど、精神科医で療養所に行って治療に当たっていた人に当たりをつけております。ただ、これは研究費の問題がありまして、行って話を伺うということになりますと、旅費とか謝礼とかありますので、おそらく僕の研究費の余り分で東京にいる1人ぐらいの話は聞けるだろうと思いますが、来年度の研究費がどうなるかで、中途半端にやってもしょうがないなら、このテーマはあきらめざるを得ないかなというふうにも考えますけれども、それについては後で、来年度の研究費の、ご努力くださっているとは思いますが、現在の段階で少しでも見込みがおわかりでしたら、ぜひお漏らしいただきたいと思っています。

【金平座長】 ありがとうございました。

それでは、来年度の問題も出ましたけれども、とりあえずは今年度の比較法制処遇史ということでおまとめになっているということでございました。

それでは、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それじゃ、ちょっと先に進みます。宇佐美委員、よろしゅうございましょうか。

【宇佐美委員】 皆さんにお示しましたように、最近、自分の問題点だけを皆さんに提示しましたけれども、何分にも勉強もしておりませんし、できませんので、十分なことはないんですが、先ほどGHQのことについて、いろいろと発掘して翻訳していただいているということを聞いて、ほんとうにうれしく存じます。私たち入所者の中では、GHQは日本を占領したとき、特に沖縄県についてはある程度いろいろな問題で提起されたし、ま

た、転換期においていろいろと問題点を沖縄の検証会議においても、また文書においてもあるんですが、日本においてGHQなり地方の軍政府が何をやったか、また、どういう考えを持っておったのか、51年以来、アメリカが解放政策をとった後においても、占領地において具体的に解放政策にならなかったことについて、今後とも努力して研究をしていただいて、深めてもらえるとありがたいと思いますので、研究史を深めるためにも、GHQを含めた極東軍の問題、極東委員会は別にいたしましても、ほんとうに彼らがどのような形でコントロールしようとしたのか、これから皆さんの、特にそういう文書を翻訳していただく先生に格段のご尽力をお願いしていきたいと思います。

文明国の問題について、これは今度、私の出したものの中に、この前、マスコミが、十坪住宅の献金の袋の上に「文明国には癩がない」と出したのを引用したわけでございますけれども、日本が1924年から26年、国立療養所をつくろうとしたときに、ほんとうに国民の生活が欧米の文明国と同じような形であったのかどうか、国民生活の水準はどのようなものであったかということを考えれば、日本はアジア的な生活水準であり、衛生水準であったということ、ただ軍備で三流国、三等国になったから、一等国だと本人は思っていますけれども、そういうような形で国民の生活水準がいかに低かったかということについてもう少し考えた上で、日本の発症状態、またハンセン病を含めた伝染病関係のもの、一般の疾病について十分に考えれば、日本は文明国でも何でもなかった。

戦後、食糧がよくなり、住宅条件がよくなり、ノミやシラミを見なくなった。そういう条件で、水道の発達と、また下水道が、一部ですけれども、発展したときに、消化器系統の病気が少なくなったことは事実でございます、昔において、それがほんとうにハンセン病の対策で、らい患者とらい患者の家族だけを絶滅すれば、日本のハンセン病の絶滅になるという信念を、うちの光田健輔初代園長は考えておりましたし、彼は死ぬまで、らい患者3万人と90万人のらい家族だけを断種して絶滅すれば、日本は無癩国になるということ、それを彼は信念として持っておったんですが、ほんとうにこれが医学的な見地から正しかったかどうかということについて、私もできるだけ今後ともこの問題について深めていきたいと、こういうふうに思っております。

そういう面で、先生方のいろいろと多岐にわたって、岡田先生から皆さん、特に今までその問題について突っ込まなかった宗教の問題、社会福祉の問題を含めて、ハンセン病の生活、特に療養所の生活がどんなものであったかと、こういう面について深く検討させてもらいたいと思います。できるところで、皆さんに対して提示できるかと思っておりますけれども

も、何分このような不自由なものですから十分なことはできませんけれども、皆さんのご意見を聞かせていただきながら深めていきたいと思えます。

文章の解説はしませんけれども、最後のほうでいろいろ年号が違いますけれども、一番最後の徳田先生の名前が出ていますけれども、「開かれた扉」には「九弁連が」という形になっておりましたので、九弁連という形に、徳田先生の名前を消した形で、後で徳田先生だというふうに「開かれた扉」にありますので、私の思い違いだったと思えますけれども、訂正をさせていただきたいと思えます。

それから、1995年の問題とともに、この問題について訂正をさせていただきます。これは内部資料でございますので、外に出るものじゃございませんので、皆さんにいろいろと浅薄なところで始めまして、ほんとうに申しわけないんですけれども、今後とも、病気を患った者、社会から隔絶された者としての自分の立場で、この問題について皆さんのご指導を仰ぎたいと思えますので、中間報告のときにまでもう少し深めていきたいと思えますので、よろしくご指導願います。

以上です。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

宇佐美委員は宇佐美委員で、ほかの方から学びたいとおっしゃるけれども、宇佐美委員のほうからいろいろ出していただく資料と申しますか、実態というふうなものも、またみんなの検討に非常に大きなインパクトを与えたいと思えます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。きょうはちょっと議論をいたしませんけれども、今、宇佐美委員のほうからのお話について、ちょっとご質問がございましたら、お出しいただきましょう。

和泉委員、どうぞ。

【和泉委員】 この宇佐美さんの書かれたのを読ませていただいて、細かい医学的な間違い、その他については、ここで一々指摘するつもりはないんですけれども、一番最後のページの真ん中辺ですけれども、「古代から明治の後期まで遺伝病として知らわれてきた」という記述があるんですね。これは、ハンセン病医学の正しい立場からいくと完全な間違いなので、ハンセン病というのは非常に伝染力を発揮して、どんどん広がったり、あるいは広がらなかったり、勝手になくなったりするという病気なので、その時期時期によって、病因論に対する考え方は全く違うわけですね。例えば奈良時代の文献を見ると、これは周りによくうつると書いてありますし、江戸時代に入ってから、うつらない、血筋の病気というふうになってきているわけですが、医学論が随分変わってきているわけです。

これが、我々が熊本地裁の中で言ったときの基本的なところなので、非常に変わるものであるということは、基本的なものとしてこの検証会議の委員全員が理解していないといけないと思いましたが、この点だけはちょっと指摘したいなと思いました。

【金平座長】 宇佐美委員、何かございますか。

【宇佐美委員】 今、和泉先生からご指摘がありましたように、私も文献のほうで見たところでは、「日本書紀」の20年のところで殺してしまえということは、うつるという考えが日本の初期のときの推古にあったんじゃないかと推察するし、奈良時代において伝染するという形があったと思いますし、鎌倉の末期の忍性のことを考えましても、非常に蔓延しておったかと思えますし、それから江戸時代になると、また非常に停滞している。こういうふうなことを考えると、社会的な条件から患者数が増えたり減ったり、また自然になったというふうな和泉先生の考えは、ひとり日本だけじゃなくて、世界的に見ても同じような推移をしていると思いますので、ただ菌があった、患者がおったから、接触したからうつったか、発症したかというだけが問題というふうな単純なものじゃないという考え方は、素人なりに持っていますので、今後ともご指導願います。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、今このペーパーについてのご指摘もございましたけれども、これはあくまで内部資料でございまして、そういうことで一般に広げていない資料でございますので、ここでいろんな意見を出し合い、また資料的にも確かめ合いながら、これが検証会議の中間報告に向けてのまとめになっていくかと思えますので、これはこれでよろしゅうございませぬ。一応、宇佐美委員のそういうご指摘もございました。ありがとうございます。

それでは、次に藤野委員、お願いいたします。

【藤野委員】 現在の私の研究の進行状況についてご報告いたします。

1つは、従来の説、自分も言ってきた説も含めて、今までのハンセン病の歴史に関する定説というか、通説をもう一回見直すということ。それから、熊本判決でどこまで解明できたのか、どこが解明できないのか、その解明できない部分をこの検証会議で解明する、そういう2つのことで、もう一回洗いざらい資料を見直しているところです。

まず最初にらい予防法、これは「癩予防二関スル件」、1907年に始まり、1931年のらい予防法、戦後53年のらい予防法、それぞれの成立の歴史的な背景について、これは特にきょうの検討会の研究計画ですと一章に当たる部分ですが、資料収集は順調に進行しております。この辺に関する資料は、検証会議が始まる前に大体集めておりましたので、

今はその補足とか、あるいは検証会議ができたことで、いろんな方から「こんな資料がありますよ」というふうに送ってきていただいたものもあるんですね。そういったものもありますので、補足をしておりますが、資料収集は予定どおりです。

そういう中で、戦後のらい予防法、53年のらい予防法が、プロミン等があるにもかかわらず、強制隔離を明記した理由。なぜ戦後になって隔離を強化したのかという、単純ですが、非常に重要な疑問、それに対する理由ですね。それから、軽快退所が50年代後半から起こる。我々は、この軽快退所が認められたことによって隔離が緩んだんじゃないかと、ついそう思ってしまったり、私もかつて思っておったのですが、そうではない。軽快退所が始まりながら、一方では強制隔離がある。この2つは矛盾しつつ併存しているんだということ、これが今までの資料でわかりました。なぜ軽快退所を認めながら、一方で強制隔離するんだろうか、こういった理由についての説明、これも大体できております。

それから、厚生労働省にあった資料については、戦後のらい予防法立案過程の内部資料等々については、厚生労働省の非常に好意的なご協力がいただけましたもので、ほぼ収集できました。ですから、こうしたことから厚生労働省の内部において、なぜこんなとんでもない間違いを犯したのかということも大体わかります。もっと言えば、何月何日の段階で間違ったのかということもわかると思います。この辺については、皆様のご期待に何とかこたえていけるんじゃないかなと思っています。

次に、各療養所における入所者の管理体制の問題です。これは、隔離した上で入所者をどのように虐待したかというか、管理したかということですが、これについての資料収集も、さっき申し上げたように大体真相究明の立ち上がる前に大分資料、十数年間集めておりますので、そういったものをもう一回洗いざらい見直ししている。それにプラス補足資料を収集している。資料収集も順調に進行しておりますし、聞き取りは、もうほんとうに大変な話がいっぱい聞けましたので、これも継続しています。ただ、私の聞き取りは、被害実態調査班のようなカードをつくって、組織的にやるというのじゃなくて、行って、酒を飲みながらダベっているという聞き取りなので、非常にらちはあかないんですけども、そのかわり長時間、お顔を見ながら話をして、いろんな話も伺えた。その聞き取りの話を裏づけるような資料も出てきております。

それから、断種についてです。断種は、戦前はまさに非合法だったわけです。戦後は優生保護法で48年からやるわけですけども、文書に書かれたデータが極めて少ないですね。ですから、これは被害実態調査班の皆様の聞き取りに私も大変期待をしておるところ

なんです、ただ、わずかでありませけれども、データはあります。このデータはほぼ収集しております。戦前のデータですね。戦後は優生保護法にかかわるデータはありますが、戦前はないわけです。それはほぼ収集しております。

それから、戦前、戦後を通した所長会議の議事録、メモについて。これも、各園にはあまり残っていないんですね。こういうまずい資料は結構分散しているんですが、入所者の方が個人的に入手しているようなものがあって、そういったものが、長い長いおつき合いの中でいろいろと見せてもらったりしてありまして、戦前、戦後を通して所長会議の議事録やメモは、毎年毎年まではいきませんが、ほぼこの議事録とかメモは入手できております。ですから、所長たちが一体何を考えたのか、らい予防法にどういう認識を持ったのかについても大体わかります。

こういったことを通して、自治会運動への管理抑圧体制としての療養所システム、これは特に戦後ですね。一定程度民主的な装いをとりながら、いかに自治会運動などを抑圧してきたのか、こういったことも解明できると思います。

それから、3番目に藤楓協会の問題です。藤楓協会の資料が極めて少ないということ、藤楓協会がこの3月解散しまして、資料の分散を恐れておりますが、藤楓協会の、特に公表をはばかるような資料はもう既に入手しております。藤楓協会が、患者をいたわるかのごとき言動を通して、いかに隔離体制を維持してきたか、これは資料として動かしがたいものが結構残っております。これは皇室の役割においてもかかわるものでして、私は、皇族は善意の気持ちでやったけれども、たまたまそれが隔離に加担したんじゃないかと、皇族たちも戦後のGHQの意向を受けて、隔離維持の形で動いております。特に高松宮は意図的にGHQのPHWの指示を受けて動いております。そういった意味での藤楓協会及び皇室の役割については、ここできちっと解明できると思います。

それから、4番目の沖縄・奄美の問題です。これは、ある一地域の問題ではなくて、この真相究明の中で、検証会議、検討会の中で極めて責任がある重要な課題じゃないかと思えます。つまり、特に沖縄の問題ですけれども、戦後アメリカの支配下にあったおかげで、逆にマーシャル発言とか、ハンセン氏病予防法によって在宅治療が認められた。これによって沖縄のハンセン病の方たちは、本土の患者よりも被害が少ないのではないかという判断で、おそらく賠償金とか補償金の額、裁判の結果、そういった額にも、沖縄の方たちは被害が少ないという判断があったと思えます。これはとんでもない間違いでありまして、むしろ沖縄の方たちのほうが本土よりも被害が大きいんじゃないか。アメリカ軍による隔

離は、在宅治療を認めたというようなことで恵まれた環境ではないわけです。沖縄に行ってヒアリングをやる中で、「アメリカの時代、ひどかった」ということを結構聞くんですね。話を聞いていると、「アメリカの時代はひどかった。本土に復帰してよくなった」とおっしゃる。「えっ、ほんとうですか」と。それを裏づけるような資料は、沖縄に行って大分出てきました。特にアメリカ軍の軍政関係の資料、それはかなりリアルに残っておりまして、沖縄の被害が大きいことがわかりました。むしろ沖縄のほうこそが本土よりも被害が重かった。これは、熊本判決が至らなかった問題です。それをこの検証会議できちっと解明していきたいと思っています。

そういう意味で、沖縄・奄美の問題は、森川さんと私だけではなかなかカバーできないと思って、今、研究協力者をお願いしようと思っています。これはまたいずれ皆様にお諮りしますけれども、そういうことにしまして少しこちらの戦力を補強しまして、検証会議の中で沖縄の被害、沖縄の隔離の実態をきっちり解明して、熊本判決では及ばなかった問題をここできちっとしたいと思っています。

それから、社会の偏見・差別全体についてなんですが、これは挙げれば切りがないんですけども、例えば龍田寮の児童通学拒否事件、これは戦後に起こったハンセン病の、いわゆる「未感染児童」という言葉ですね。非常によくはない言葉ですが、親がハンセン病だった子供たちの通学を学校が拒否した。これについても、従来、最後は通学が実現した、解決というのは過ちであって、これは敗北であると思っています。そういう意味でのこの龍田寮事件についての全体像は、従来、の説よりはもっと克明に、そして、結局最後は人権が負けたという結論に残念ながらなるんですが、そういう点を指摘できます。

それから、山梨県一家心中事件等々、こういったハンセン病隔離に関するさまざまな悲劇はいっぱいあるんですが、一つの事例を挙げただけですけども、こうしたことはなるべく事実を発掘していこうと思います。そうしたものが、結局何かというと、遺伝病だという偏見ではないんですね。結局はおそろしい伝染病だ、感染症だという、それによって起こった悲劇なんです。厚労省は「遺伝病という偏見で、世界どこでも差別があった」ということを平気で言って、裁判で反論しましたけれども、そうじゃない。遺伝ではない。感染症だから差別があったということ、こういうことを一つ一つの事例を明らかにしながらきちっと示していきたいと思っています。

そういう意味で、今のところ私としては、資料収集、その他調査は、非常に多くの入園者の方々や全国の支援団体の方々からご協力も賜りましたし、マスコミ関係からもいろん

な情報をいただきまして、予定どおり進んでおるといことです。予算の関係で年間10万で、ことしはあまり大きなことできないんですが、来年、予算がもうちょっと融通がきくなれば、全国の都道府県、北海道から沖縄まで全国の自治体に対して、各県の健康課等々の部署で保管しているハンセン病関係の資料の調査開示を要求し、できれば全部の都道府県を回って資料を収集する。金がかかるので、ことしはちょっと無理なんですが、来年、時間との関係もありますが、まず都道府県に対する資料調査の着手をやっていこうと思っております。それで、一応、私の予定は全部完了すると思います。

以上。

【金平座長】 ありがとうございます。

はい、弐委員。

【弐委員】 先生、質問が1つあります。昭和8年(1933年)に大阪、外島保養院で、日本プロレタリアらい者同盟という組織が結成されそうになった。されそうになったというのは、される寸前に施設側にわかって、取り押さえられるというか、結局うやむやにされてしまう。そのあげく、それに関係した約20名の患者が退院処分、園外追放をやられて、それ以後、幾つもそういう例があります。有名なのは、星塚敬愛園で沖縄から来た患者が断種手術に反対した。そうしたら、両義足のその人を宮崎県まで持って行って捨てる、そういうことを林文雄園長がやっています。そういうふうなさまざまな形で園外追放する。隔離政策を遂行するのが所長の使命だというふうに言ってきていながら、自分たちの施策に反対する者、あるいは邪魔になる者があれば、平然と園外追放する。しかも、それだけじゃなくて、私が調べた限りでは、ブラックリストをつくって各園ともこれを入れるな、こういう容貌の、こういう年齢の患者だということまでやったということ、私、資料で見たことがあります。そういうような隔離政策を遂行しながら、実は邪魔になれば平然と園外追放し、しかもブラックリストをつくって、各園で入れないようにする、入所させないようにする、そういう事例がありますが、これに対する資料や何かの収集はされているんですか。

【藤野委員】 園外追放というのは、結局、隔離して治療するという建前からすると、治療放棄であるから、患者は園外追放されたら治療の機会も失っちゃうわけですね。ですから、まさに患者には死を意味するようなことだった。これについては、入所者に対する管理抑圧体制という枠の中で考えておりますし、こういった事例は、戦前どころか戦後もあるわけなんで、当然このことは視野に入れております。特に療養所内における入所者管

理体制の実態という中で、隔離と同時に、追放も含めて考えておきます。

【金平座長】 よろしいですか。

【笈委員】 はい。

【金平座長】 ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

藤野委員は、お話の中にもありましたように検証会議以前からいろいろと集めた資料も含めて、着々と資料が集まっているという状況でございまして、また今後に期待したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今度は内田委員からお願いします。

【内田副座長】 お手元のペーパーに書かせていただいたようなところでございませけれども、本年度は、主として4点について検討を深めたいと考えております。

1つは、先ほど藤野さんから分担するようというご指示がございました藤本事件の問題です。藤本事件につきましては、資料をとりあえず入手できたところでございまして、ほぼ検討も終わっております。ただ、事件そのものの問題点についてはある程度明らかにできたかなと思っておりますけれども、事件そのものだけに限定せずに、藤本事件を許したといえますか、私の属しています法学会、中でも刑法学会の責任といえますか、刑法学会のその当時の状況、今日に至るまであまり変わっていないように思いますけれども、その当時の状況。それから、法曹界の状況につきましても、さらに検討を深めていきたいと考えております。

それから2つ目は、先ほどから委員の方々のご指摘ございましたGHQの役割ということでございまして、私もGHQの役割は非常に大きなものがあるのではないかと考えています。他の委員の方々と協力しながら、この点について解明したい、検討を深めていきたいと思っておりますが、中でも関心を持っております、私の専門の刑事法とかかわりますけれども、入所者の自治会運動とGHQの関係といったものについても、さらに資料を集めまして検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、留置場及び刑務所の新設ということでございませけれども、先ほど藤野委員がおっしゃいました管理体制との関係で、留置場及び刑務所の新設とその後の展開について、法務省側の資料等を通じまして検討していきたいと考えております。

もう一つは、廃止されなかった理由と責任にかかわる事柄でございまして、これにはいろんな機関・団体について多角的な検討が必要だろうと考えますけれども、さしあたり厚生省の中でどのような動きがあったのかにつきまして、資料等を集めつつ検討を深めてい

きたいというふうに考えております。

以上でございます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

先生のところでもGHQの関係、大きいんですね。何かございますでしょうか、ご質問。
和泉委員、どうぞ。

【和泉委員】 先ほどから丸井先生もそうですし、GHQの話をされているんですけども、GHQの話は突然出てきた話じゃなくて、アメリカがハンセン病をどう考えていたかということの上で出てきたものだと思うんですね。その中で比較的重要な資料として、アメリカの議会でいろんな専門家がハンセン病について証言をしたという膨大な、数百ページに上る議事録があるのでご存じだと思うんですけども、僕もそれにちょっと目を通そうとしたんですけども、あまりにもごちゃごちゃしていて考えがまとまらないくらい、隔離を肯定しているとか、しないとかというような話が出てくるんです。その辺が一番基礎になって、GHQの考え方が出てくるんだというあたりは押さえておいたほうが良いような気がしますけれども。

【金平座長】 ご意見ありがとうございました。

ほかにございませんか。

じゃ、和泉委員、お願いいたします。

【和泉委員】 ちょっと報告書にも書きましたけれども、私自身が今JICAのシニア海外ボランティアとしてインドネシアで仕事をしているという関係がありまして、簡単に言ってしまうと、現在のハンセン病対策をどうするかというために必要な研究と、それから日本における歴史的なこういう間違いの研究と、両方しなきゃいけないという立場にありますので、それをどうバランスよく進めるかということで、一応ことしの計画としては、9月までは現在の研究を中心に進めて、後半はこの検証会議のほうの仕事も取り入れていこうと、一応そういう計画をしましたので、今のところ具体的に、ことしこれをしましたということがちょっと出てきていません。

前半の部分については、簡単には説明しにくいんですけども、大まかに言いますと、過去のハンセン病ないしはらい菌の感染論を180度ひっくり返すようなデータが最近出てきていまして、主に我々のグループが中心にやっているんですけども、この仕事はWHOの仕事も含めて極めて重要な研究なので、早急に研究をまとめなきゃいけないというふうなちょっと切迫した段階に来ていますので、かなりそちらのほうに力をとられるんで

はないかと思っています。

そちらはそれでいいんですけども、もう一つ、この検証会議の仕事として、医学界のことが先ほどからも挙がっていますが、それを実証的に研究をしていく、去年度は日本においてハンセン病に関してどんな論文が出ているのかというのを全部網羅的に挙げてみまして、4,000編ぐらい論文を集めたと思うんですけども、論文を集めたというか、タイトルを見ていって、その中から関係ありそうなものをずっと拾っていくという仕事をしています。

これがなぜ重要かということは、日本のハンセン病の専門家が犯した犯罪は、報告書の五のところとも関係しますけれども、何といたっても間違ったハンセン病観を国民に植えつけて、隔離政策の基本をつくった、しかもそういう考え方を持っている人が内務省ないしは厚生省の中で療養所課長とか、そういうところで実際の政策に携わっていったということで、直接政策にも反映してきますので、これを実証的に見ていくのは、そのときに論文がどう書かれたかということを見ると、比較的よくわかるのと、もう一つは、ハンセン病学会でどのような報告をしたかというあたりを見ていきたいと思っています。

それからもう一つ、これとの関係で、諸外国のハンセン病対策の研究というのがあります。先ほどから何でこれらの国かという議論がありますけれども、資料が集められる範囲のところで深い資料を集めていきたいというので、私自身は現在インドネシアにいます。去年は、報告書に書きましたように北スラベシと南スラベシでのかつての療養所に行って、そこで占領時代の日本人から被害を受けた人の証言を得たというふうなものもありますので、今年度は中部ジャワと西ジャワ、それから報告書に書き忘れましたが、スマトラ島の中にパレンバンという、お年を召した方だったらご存じだと思いますが、石油の産地があります。そこにもかなり有名な療養所が昔できたのがありまして、そこも日本の占領下に入ったわけですが、そこで一体どんなことが行われたのか、あるいはインドネシアでつくられた療養所は、日本の療養所と全く違うものであったというあたりをもう少し実証的に研究してみようと思っています。

【金平座長】 膨大な資料に取り組んでいらっしゃるようでございますが、何かご質問ございますか。藤野委員。

【藤野委員】 戦争中のインドネシアの日本軍による虐殺の問題についての事実関係は、あれから何か新しいことわかったでしょうか。

【和泉委員】 あの2つの療養所以外の療養所の訪問は、スマランの療養所、それからジャカルタ近くの大きな療養所1つ、それからパレンバンと3つのところに、ほとんど昔の患者がいると思うんですね。ここはこれから調べていくので、それ以外のところは、私の調べた範囲で、現地の人に聞いた範囲では、大きな療養所としていまだに施設が残っていて、そこに昔の患者がいるという場所は、その3カ所以外はちょっとわからないので、ことしその3カ所を調べたいと思っています。

【金平座長】 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

最後になりました、魯さん、お願いいたします。

【魯委員】 検討会の魯紅梅と申します。検討事項の植民地下韓国・占領下旧満州のハンセン病対策を分担しております。具体的進行状況としては、まず、植民地時代から戦後及び現代に至るまで韓国、旧満州でハンセン病対策がどのような方法で、どんな感じで行われていたか、またその対策が形成された背景などを調べるための資料を収集しました。そのほか、ハンセン病患者を取り巻く社会の認識の変化などについても資料収集を行いました。

まず、今年度の段階では、韓国側のハンセン病対策について研究することを計画しております。現段階では、去年から実際現地に行って聞き取り調査とか、韓国側の資料も調査したので、それに基づいて植民地下韓国のハンセン病対策について、歴史的区分によって初期、中期、後期に分けて整理しました。もうちょっと実態像を明らかにすることを今検討しております。同時に、終戦後、韓国は日本と異なった政策をとっているのです、それについても集めた資料によって研究を進めようと思っています。

今年度はこのほうなんですけれども、来年度は旧満州も見ようと思うんですけれども、ことし3月、実地調査を行いました、中国東北の吉林省の満州時代の資料を見たんですけれども、ほんとうにさまざまな感じで図書館に山積みになっていて、ひもで縛られている状態で、まだ整理されていないか、あるいは整理しているところになったので、一つ一つ調べてもかなり時間がかかって、直接ハンセン病と関連のある資料は入手できなかったんです。来年度はもうちょっと満州のほうも目を広げて、衛生政策などもあわせて資料収集して研究したいと思っています。

以上です。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

じゃ、藤野委員。

【藤野委員】 魯さん、当面は韓国をメインにされて、満州も何とかアタックしようというふうにきょう伺ったんだけど、例えば台湾とか、中国の日中戦争時代の占領地帯とか、東南アジアとか、太平洋地域とか、そこまではまだ手が広がらないというところですか。

【魯委員】 はい、そのところでございます。

【藤野委員】 その辺で僕らとうまく地域を分け合って、協力していこうと思っているんですが、満州は資料だめですか、しばらくは。

【魯委員】 満州のほうは、正直、資料、コンピューターで検索したりしたんですけども、なかなか見当たらず、いろいろな方にアタックしたんですけども、衛生政策なら「こういうものがあるよ」とおっしゃる方はいるんですけども、「ハンセン病って何？」とか、認識がほんとうに浅いんだなと思っております。実際、自分も旧満州、中国東北で医師として働いたんですけども、正直、ハンセン病は知らなかった状態ですね。ちょっと難しさを感じました。

【金平座長】 じゃ、和泉委員。それから宇佐美委員、お願いいたします。

【和泉委員】 中国のハンセン病に関しては、大東亜共栄圏のハンセン病の問題というか、らいの問題を日本人が随分論文を書いているんですね。その中で、中国に関する記述は非常にたくさんありまして、我々は大東亜共栄圏と東南アジアだと思ったら、そんなことはなくて、当時の中心は中国だったわけですね。そのときに中国のハンセン病対策はどう行われていたかということ、ほとんどはキリスト教の人たちを中心にした病院がたくさんあった。その名前もすべて、所在地もわかっていますので、そちらのほうからアプローチをすると、戦後それがどういうふうになっていったかということで昔の資料が残っているんじゃないでしょうか。

例えば上海にある国立療養所に現在なっているところなどでも、昔はフランスのミッションがやっていた病院で、そこには非常に古い患者が残っていたりするんですね。ですから、そういう個々の療養所からのアプローチで、全体的な資料を集めるというんじゃなくて、その辺から入ると、昔の資料が結構残っているかもしれません。

ですから、今、藤野先生いいことを言われたと思うんですけども、旧植民地は満州だけじゃなくて、日本は全土で戦争しましたから、その辺のことはもう一度調べられたらいいんじゃないでしょうか。

【金平座長】 宇佐美委員、お願いいたします。

【宇佐美委員】 魯さんの論文は、最近の医学会でも読ませてもらうって聞かせてもらいましたけれども、ご苦労さんでございます。今、旧満州、東北地区のハンセン病の資料はなかなか見当たらないですが、ドウコウ院の資料は何かありました。瀋陽の近くにあったドウコウ院。

【魯委員】 ドウコウ院は今は跡がないと言われて、だれも現在では具体的なことを教えてくださらなくて、わからない状態です。

【宇佐美委員】 旧満州国と言われておった、関東軍なんかでは、ソ連の参戦でどさくさで殺されていますけれども、その資料というようなものは見当たりませんか。

【魯委員】 はい。

【宇佐美委員】 以上です。

【金平座長】 何かいい情報ございませんか、宇佐美委員。

じゃ、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。これで、ちょうど4時半、一応ペーパーをお出しになった方から、ご自分のご研究の内容、経過をお話しいただきました。このほかに、おいでになっていらっしゃる井上委員、松原委員、鈴木則子委員のペーパーも出ておりますが、本日はお出になっておりませんので、また後でごらんになっておいていただきたいと思えます。

全体に、この際、ご討議、ご意見でもございますでしょうか。ペーパーに書かれたものの中から私が見落とししたりしたことをちょっと申し上げますけれども、魯委員が最後のほうに、各担当者の研究状況を詳しく聞ける場が欲しいということでしたけれども、きょうのこの場も一つの場だと思えますけれども、こういうのが今後いろいろとそれぞれの研究の結果を出していただきながら、基礎委員会に向けて具体的にぜひ、状況を聞くだけじゃなくて、討論することになっていくだろうと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

それから、岡田委員から、来年の研究費の都合もあると。これは藤野委員もちょっとおっしゃったんでしたかね、来年の研究費のことは。

【藤野委員】 そうですね。額によって、どのくらいできるかというのはちょっと微妙です。

【金平座長】 ついては、場合によっては最後に、来年の予算のことについて、厚生労働省、見えていますので、ちょっと情報を教えていただける範囲でご説明いただけたらと

思います。

あと、訓覇委員がペーパーの中に、無癩県運動の推進に宗教教団が果たした役割と、2点ほど、これを検討事項の中に入れてほしいというご要望が入っているんですが、そこら辺は、ちょっと先ほどすらっと私、次に回してしまいましたが、これ、いかがでしょうか。内田委員と藤野委員。

【藤野委員】 訓覇さん、これは宗教団体が無癩県運動に果たした役割ということと考えていいんですか。

【訓覇委員】 そうです。

【藤野委員】 無癩県運動については検討課題に入っていますし、その中で宗教と皇室は不可分なので当然触れますけれども、それ以外にということですか。

【訓覇委員】 いえいえ、だから私のほうの宗教の課題ということを考えていくときに、どうしても入所者にとってどういうようなという形が中心になっていくんですけども、全体に対して、教団内外に対してかなり発信をしているわけで、そういうことでいうと、実際に教団というところでも、入所者に向き合うというよりも世論形成にかなり使命を感じて、大谷派光明会等も活動しておりますので、そういう意味で無癩県運動の中で宗教の果たした役割ということが無癩県運動の解明の中で、先生が書かれる中で触れていただく。もちろん実際にどういう形で文章になるかはともかくとして、課題の中に位置づけていたきたいという意味で……。

【藤野委員】 それはもちろんやりますし、また、訓覇さんともその点では大いに協力していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【訓覇委員】 はい、そういうことです。

【和泉委員】 すみません。今のことと関連なんですけれども、きょうの報告の中では、ほとんど本願寺の話しかされなかったんですけども、ほかの宗教がどういう役割を果たしたか、例えば仏教でいうと、綱脇龍妙さんの話とか、あの辺はどんな取り上げ方されるんですか。

【訓覇委員】 基本的に、最初言いましたように、団体として組織立ってあるのがキリスト教M T Lと大谷派光明会ということだったので、いきおいそこが中心になるんですけども、きょうちょっとふれなかったんですけど、私立の療養所はほとんど宗教関係、特に最後まで残った今ある2つに加えて、身延深敬園も日蓮宗の療養所ですし、そういう意味で、国立療養所と私立療養所の違いというところに宗教がかかわる部分というんですか、

実際に私立2園に聞き取りさせてもらっている中で、話はほとんどこの宗教の話という。日々の礼拝の話からですね。そういうようなことの中に、どちらが本音というふうには言えないですけども、被害の言葉が出てくる。そういうようなこと全体を一つの実態ととらえて、私立療養所と国立療養所のそのあたりの差異を宗教の視点から触れることができればということは意識しておりますが、どこまで踏み込めるか。

それと、教団すべてを網羅するのはちょっと不可能だと思います。ただ、一般社会、療養所以外の社会の中での現在の日本の宗教的な関心とか、宗教に対するかかわりの度合いと、療養所におられる方の度合いはかなり違いがあります。ほとんどすべての人が宗教というものに、これは園側から強制的に入れさせられたという部分と同時に、また何らかの日常の中に宗教というものを、触れ合いを持っておられる方がかなり多い。そういうような個々の宗教がどうであったかということと同時に、宗教というものが何であったのかということをとらえる中で、今言いました、組織立って行われていないようなところでも、いろんな宗教団体が入っておりますので、その辺のことは具体的な聞き取りをする中から出てくる線でやるしかないと思っているんですけども、当然、何らかの形で視野には入れていきたいと思っております。

【金平座長】 よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。大体これで皆さんのお話を伺えましたので、またそれぞれの各委員、きょうのご意見も踏まえて、さらに検討を深めていただきたいと思います。魯委員がおっしゃったように、こういう機会をまた、井上委員長ともよく相談しながらなるべく早い時期に当然持つことになると思いますが、また持つようにしたいと思います。

それでは、各委員からの進行状況をおしまいにいたしまして、調査班が聞き取り調査をやっております。これの報告を、恐縮ですけども、10分か15分で訓覇委員からお願いいたします。

【訓覇委員】 訓覇です。きょう、調査班の井上委員長、事務局の松原委員、ご欠席ですので、私のほうから報告をさせていただきます。これまでもずっと計画をしていく中で、適宜検証会議にもお諮りしながら進めていることとございますので、現在の進捗状況のみご報告させていただきたいと思います。

まず、国立療養所の入所者の被害実態調査、入所者調査に関してですが、現在、園自治会が、どの療養所においてもおおむね協力をしていただきまして、一応、私どもの思って

いるペースで順調に進んでいると考えております。現在、協力していただくことを意思表示していただいている入所者の方が784名いらっしゃいます。全体でいいますと20%少しという数になりますけれども、大体、私たちが思っておりました数字が出ております。

これも今言いましたように、私もすべてにかかわっているわけではなく、自分のかかわりからの報告になりますが、例えば私が担当しております沖縄においても、愛楽園では、実際すべてのセンターに自治会と園長が直接足を運んで、被害実態調査の協力をお願いをしていただくというようなこと、それから全療協が全面的に協力するということをいろんな形で自治会を通して周知していただいている等々のことが、協力者の数を出していただくことにつながっているのではないかと考えております。

9月以降も、園によっては改めてもう一度募集していくということも考えておりますので、もう少し調査協力者は増えるのではないかと考えております。

それから、調査そのものは7月17日、多摩は7月の中旬から始まりましたが、一番遅く始まったのが宮古南静園で、9月7日となりました。そのあたりは、園によって調査協力者のお願いの仕方や、そういう体制等も違いますので、できるだけ各園の状況に合わせて、その園のペースを大事にしながら調査に入っていきたいと考えております。調査に入っていく方も、それぞれの調査員が、自分が調査を担当する方と時間を決めて個々に入っていくという園もございますし、沖縄の場合には、調査に入る日を決めまして、何月何日、沖縄の場合には土日中心なんです、その日にまとめてたくさんの調査員が入っていく、というような形をとっております。そういうことも園の自治会や施設のほうと相談しながら、現在調査に入っております。

それから、調査員の方も、沖縄の調査の場合には随分お待たせしてしまったんですけれども、何とかモチベーションを維持していただきまして、熱心に取り組んでいただいているということを各園の調査員の代表のほうから報告していただいております。

それから、もう既に調査票が完成したものに関しては、返送されてきております。現在、130部余りの調査票が返送されてきておりますので、それらについては、調査票、テープの整理、分析を行っていくということでございます。一応調査員の聞き取り調査は11月中に終了し、聞き取り調査をしたものを調査員の方に調査票としてまとめていただかなければなりませんので、調査票の提出締め切りは一応12月末というふうに設定しております。

以上が入所者調査でございます。

それから、退所者調査につきましては、これはまだ準備中だというふうに申し上げなければならぬ状況でございます。一応、在園者の調査同様、社専協の協力を得て進めていくという方針でございます。現在、厚生労働省の疾病対策課から協力をいただきまして、ハンセン病問題事実検証会議被害実態調査班から、調査の方法や内容についてさらに詳しい説明を受けることを希望され、お名前や連絡先を実態調査班に知らせても差し支えない方は、その差し支えないお名前、連絡先を記入して、ご署名の上、ご連絡くださいと、そういう段階を踏んでおりますが、できるだけいろんな意味で丁寧な対応が求められることですので、そういう同意書を対象者給与金の現況届けとあわせて厚生省の疾病対策課まで返信してもらおうよう、そういう手続をしております。現在、そのことによる返事を待っている状態で、その進捗状況につきましては、ちょっとまだ取りまとめをしておりませんので、現在、返事待ちであるというご報告にとどめさせていただきます。

それからもう一つ、私立療養所という、先ほどもちょっと出ていましたけれども、当然私立療養所の方への調査ということも調査の対象になっております。これにつきましては、国立と全く同じ形でできるかどうかという問題もありますので、入所者調査ということであれば入所者調査なのですが、もう少し調査票等のアレンジも必要になるかもしれないということで、現在、そのことに関しては準備中であるということでございます。

今進めております入所者調査、対象者調査、そういう状況なんですけれども、いずれにしても、言うならば被害を語っていただくということは、また自分が苦しかったことを思い出していただくことになります。そのことを一つずつ丁寧をお願いすることで、これは被害実態調査という以上に、検証会議そのものの意味を入所者の方に、現在は入所者の方、そして退所者の方に丁寧にお伝えすること、それがまず基本であると思っておりますけれども、そういうことで協力をしてくださっている方が、既にこれだけの数がいる、800名近い方が既に協力の意思表示をしていただいているということです。そういうようなことの持っている重さを、調査班としてほんとうにしっかり受けとめながら、その後の調査の分析等も進めていきたいと思っております。

簡単ですけれども、現在の進捗状況の報告にさせていただきます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

ほんとうに私たちの検証の中で大変大きな、意味のあるというんでしょうか、資料となるはずの聞き取り調査、とにかく準備の段階に随分時間も費やしましたがけれども、7月から始まって、一番遅いところでは9月までかかりましたけれども、それぞれにそれぞれの

園のご事情、そういうものも踏まえながら、調査班の方たちが作業を進めていただきました。そして、その結果が、現在約800人の方たちが調査に応じてくださっております。調査班の方、ほんとうにご苦労さまでございました。ありがとうございます。最後に、訓覇委員おっしゃったように、こういう貴重なもの、またご協力してくださった方のいろいろなことに対して、これを有効に使わなくてはいけないと思いますけれども、何かご質問ございますでしょうか。

退所者のことについては、今のところまだ進行中ということでございますね。

【訓覇委員】 そうですね。

【金平座長】 ほかに、なかなか退所者の方のルートがないので、とりあえず先ほどのご説明のような厚生労働省を通したルートで調査をお願いしております。何かございますでしょうか。

ほんとうにざっくばらんに言いますと、いろんなトラブルも起こってくるかしらと思いましたが、今、大きなトラブルもなく、じゃ小さいのがあるのかということになるけれども、もしあったとしても、それはそれぞれの園で、またそれぞれの調査員の方たちが対処してくださっていると伺っておりますけれど。

神委員、どうぞ。

【神委員】 聞き取り調査をおやりになっている責任者の中で、この療養所の入所者はあまり協力が得られてないというところが、特にありますでしょうか。全療協本部から何か支援とか働きかけをしてほしい、そういうふうにも思われる療養所がありますか。あれば報告していただくと、また私どももいろんな方法を考えてみたいと。特にありませんか。

【訓覇委員】 これはあくまでも中間的なものですから、それぞれ呼びかけていくステップがありますので、一概にその数字だけを並べて言うことはできないんですけれども、確かに実際にこのパーセンテージ、現在入所されている在園者の方と協力していただいている方のパーセンテージには開きがあります。しかし、今申しましたように、これからもう一段階することによって、かなり人が増えるというような段階のところもあるやもしれませんので、現時点でこの数字だけを見て、ここの療養所に対しててこ入れをということは、ちょっとこの場では具体的には申せないんですけれども、現時点での数字にかなり開きがあることは確かでございます。またこれからそういうことが調査の上でどうだというような専門的なところからのことも出てくるかもしれませんので、最終段階を踏む中で、ほんとうにそれ以上の数がとれるのか、とれないのかということが出てきたところで、も

しかしたらまたいろんなご相談をさせていただかなければならないかもしれませんが、そういう開きがあるという事実はあるということと、現時点ではもう少し呼びかけを続けていくという状況である、ということまでにさせていただきたいと思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

調査員の方のご努力でそうなっております。まだ今後のことで、全療協からのご支援をいただくこともあるかもしれません。その節はまたどうぞよろしくお願いいたします。

一応これで実態調査のご報告を終わりにいたしますが、よろしゅうございますか。

では、6番目に「調査補助者の承認」というのがございまして、これはペーパーがございまして、これについては事務局から説明していただけますか。

【事務局(加納)】 お手元に、資料7として「調査補助者名簿」があるかと思えます。調査班の福岡先生から、調査補助者として名簿の者を登録したいということで申請がございましたので、きょうの会議でご承認いただければと思っております。

【金平座長】 各園ともに、こういう調査担当者の氏名については前もって出されておまして、この会で承認して、実際に調査に入らせていただいております。沖縄のほうも、ちょっとこの前の会議でこの承認がとれなかったものですから。

【訓覇委員】 それから、これは私の担当のほうからなんですけれども、調査員の追加ということで、調査員は検証会議で承認をしていただくということになっておりますので、特に沖縄の場合、今少し触れましたように1人ずつのところを訪問して、調査を受けていただく方が、そこでオーケーをとって、そこから調査に入っていくという非常に綱渡りのなんですけれども、直接働きかけるようなやり方をとっておりまして、そういう中で少し調査員のやりくりが難しくなってきた、こちらの思っている以上に協力者があったということでもあるんですが、そういうところから7名の名簿を提出させてもらっていますが、沖縄愛楽園担当者として追加の調査員のご承認をいただきたいと思います。ご承認いただきましたら、当然ほかの調査員と同じように誓約書を出していただいて調査に入ってください。一応この方たちも、既にこれまで沖縄は3度ほど調査に当たったの学習会、それから全体説明会等にも、1次グループには入れなかったけれどもということで、調査にかかわりたいという強い意志を持っておられた方ですので、そういう学習は踏まえておられますので、最初に登録された方と同じように調査に入らせていただける方だというふうに私も思っておりますので、後からになりましたが.....。

【金平座長】 7名ですね。

【訓覇委員】 はい。それから、これまでは検証会議のほうには沖縄は1つのブロックで名簿を出させてもらっていたんですけども、一応、愛楽園の名簿と南静園の名簿を沖縄として、ほかの園同様、1つの園に対しての担当という形で分離いたしました。それで、配らせていただきましたメンバーが、それぞれ愛楽園と南静園の担当になります。これに愛楽園の7名を加えて、これが沖縄の調査員の全容になりますので、ご承認いただきたいと思えます。

【金平座長】 ありがとうございます。

ちょっと私が最初間違っておりましたけれども、この7名の方は追加という形になるようでございます、大変失礼しました。

それじゃ、調査員7名の方の追加、それから愛楽園と南静園は、それぞれ分離してと申しましょうか……。

【訓覇委員】 ほかの園と同様に、もともとそういうふうにするべきだったと思うんですけども、1つのグループで考えておりましたので、ようやくそれぞれ園ごとにこの名簿をつくることのできたということで、これまでこういう形では名簿を検証会議に提出しておりませんでしたので、あわせてご承認いただきたいと思えます。

【金平座長】 グループ分けをして、それぞれが対応して下さるということで……。

【訓覇委員】 そうです。

【金平座長】 じゃ、このことをご承認いただけますか。

【藤野委員】 今の点、もちろん承認には依存ないのですけども、福岡さんが出されている補助者名簿、これは全部ご自分の大学のゼミ生ですよ。それで、ちゃんと検証会議の意義とか、そういったものをこの方たちには説明して、理解していただいているのか、単に自分のゼミの先生がやっている仕事をゼミ生が助けるというレベルじゃないのか。実は、この問題については不協和音を私は耳にしておるんですよ。ほんとうに検証会議の意味を理解した上で「協力しましょう」と言ってくるのは、もちろん歓迎ですけども、自分のゼミ生を安易に手伝わせるという形で、それを卒論や修論に使わせる、そういうことがあるんじゃないか。そういう意味では、こうした方々には検証会議の意義を理解するような、ちゃんとそういう説明とか、その上で賛助者になっているのかどうか、いかがなんでしょうか。

【金平座長】 それについては私からご説明いたします。藤野委員がおっしゃったように、この検証会議でも何回か同じことをメンバーで話し合いました。その上で、結論を言

いますと、すべて意義をお話しし、そしてまたそれについてのいろんな事前の説明をし、訓練を受けたというふうな形で、やれるという結論が出たところで、検証会議としては承認することにいたしました。ご心配ももっともだと思います。検証会議で相当何回もやりました。そのことだけはちょっと申し上げておきたいと思います。

【藤野委員】 不信のいろんなクレームが耳に入ってくるので、そういう誤解がないようにと思いましたが、了解しましたから。

【金平座長】 そういうことがあってはならないと思ひまして、私どもも随分躊躇したのでございますけれども、きょう井上先生がいらっしゃいませんけれども、井上先生も通じていろいろこの関係の方ともお話し合いしていただきましたし、私どものほうの心配、それから意見も十分伝えたと思います。その上で承認したということでございます。もしそういう何かご心配なことがありましたら、これはこのメンバーだけの問題じゃなくて、検証会議自体にかかわる問題になると思いますので、何か問題があるようでしたら、早めにいろいろと私どもにもお教えいただければと思いますが、今のところは聞いておりません。

今の調査補助者については、検討会のほうでは承認済みだそうです。7月14日だそうです。それで、本日は検証会議のほうで承認ということを変更したいと思いますが、よろしゅうございますか。

以上で、予定したものは全部終わっております。それで、先ほど私がちょっと申しました予算のことがございまして、足りる足りないということじゃなくて、来年も一応、私ども視野に入れて、検証の継続を考えているところでございますので、研究費がどれくらいかということからは、まだ予算要求の段階でございますから、これはちょっと無理でございますけれども、現段階における厚労省のほうの来年度の予算要求についてのご説明をいただこうかと思ひますが、それでよろしゅうございますね。

それじゃ、厚労省のほうでお願いしていいでしょうか。

【姫野(厚労省)】 厚生労働省疾病対策課の姫野でございます。お世話になっております。来年度につきましては、前回14年度の経過報告書の中でも、3カ年の検証期間が必要であるということでご要望いただいておりますので、平成16年度予算ということで先月末に財務省に対しまして概算予算要求を行ったところでございます。この具体的な要求額の中身検討の際には、検証会議としての事業計画、必要な予算ということの要望書をいただきましたので、そういったご協力いただいた資料をもとに、我々としても検討して

まいりました。

結果として、政府の予算案ということで、統一単価などの関係もありまして若干金額としては下回っておりますけれども、提出いただきました事業計画がすべてできるようという考え方のもとで、5,800万弱という予算要求を行ったところでございます。今後、政府としての予算原案の作成、それから国会での予算審議ということはございますけれども、我々といたしましても、必要な予算を確保できるように努力してまいりたいと思っておりますので、またご協力のほうよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。

一応そういうふうなご報告でございますので、きょうはこれについては別に討議は必要がないと思いますが、一応ご報告を伺っておきたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

それでは、きょうは5時までということでございましたので、ちょうど5時になりました。長時間にわたりましたけれども、ご協力ありがとうございました。

【事務局(加納)】 事務局のほうから傍聴者の方にご連絡をさせていただきます。きょうの研究報告の中間報告ですけれども、こちらはぎりぎりに上がってきた関係もございまして、プライバシー関係のチェックがしていないために、きょうは傍聴者の方にはお配りしておりません。各委員の方にプライバシー問題等についてチェックをしていただいて、後日、きょう傍聴の方でご希望の方にお送りしたいと思ひますので、外の事務局受付に希望者用の名簿を用意しておりますので、希望者の方はそちらにお名前を記入して、お帰りいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

了